

千代田町一般廃棄物処理基本計画  
(案)

令和6年3月  
千代田町

# 目 次

## 千代田町一般廃棄物処理基本計画

第1章 基本的事項.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の概要.....	2
1. 法体系.....	2
2. 上位計画.....	3
3. 計画の位置付け.....	4
4. 計画対象地域.....	5
5. 計画目標年度.....	5

## 千代田町ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理基本計画の基本的事項.....	7
第1節 ごみ処理基本計画策定の背景.....	7
1. ごみ処理基本計画の位置付け.....	8
2. 計画の対象廃棄物.....	9
第2節 施設の有効活用及び広域的な取組の推進.....	10
1. 施設の有効活用.....	10
2. 広域的な取組の必要性.....	10
第2章 ごみ処理の現況.....	12
第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー.....	12
1. ごみの分別区分.....	12
2. ごみ処理フロー.....	13
第2節 ごみ処理体制.....	14
第3節 ごみ排出量の実績及びごみの性状.....	15
1. ごみ排出量の実績.....	15
2. ごみの性状.....	16
第4節 減量化・再生利用施策.....	19
第5節 収集・運搬の状況.....	21
1. 排出形態等.....	21
2. 収集運搬量.....	22
第6節 中間処理の状況.....	23
1. 中間処理施設の概要.....	23
2. 中間処理量.....	24
第7節 最終処分の状況.....	26
1. 最終処分場の概要.....	26

2. 最終処分量の実績.....	26
第8節 温室効果ガス排出状況.....	27
第9節 ごみ処理経費の状況.....	28
第10節 ごみ処理の評価.....	29
第3章 ごみ処理行政の動向.....	30
第1節 国のごみ処理行政の動向.....	30
第2節 群馬県のごみ処理行政の動向.....	31
第4章 課題の抽出.....	33
第1節 排出抑制・資源化に関する課題.....	33
第2節 中間処理に関する課題.....	33
第3節 最終処分に関する課題.....	33
第5章 基本理念・基本方針.....	34
第1節 基本理念.....	34
第2節 基本原則.....	35
第3節 基本方針.....	35
第6章 目標値の設定.....	36
第1節 数値目標.....	36
第2節 排出抑制・資源化目標.....	37
第7章 ごみの排出抑制方策.....	38
第8章 将来のごみ分別区分及びごみ処理フロー.....	42
第1節 将来のごみ分別区分.....	42
第2節 将来のごみ処理フロー.....	43
第9章 ごみの適正処理計画.....	44
第1節 収集運搬計画.....	44
1. 収集運搬の方針.....	44
2. 収集運搬の主体.....	44
3. 収集運搬方法及び量.....	44
第2節 中間処理計画.....	45
1. 中間処理の方針.....	45
2. 中間処理の主体.....	45
3. 中間処理方法及び量.....	45
第3節 最終処分計画.....	46
1. 最終処分の方針.....	46
2. 最終処分の主体.....	46
3. 最終処分量.....	46
第10章 ごみ処理施設の整備計画.....	47
第1節 施設整備の概要.....	47
第2節 事業費及び財源計画.....	47

第3節 施設整備スケジュール.....	48
第11章 その他の計画.....	49
第1節 事業者の協力.....	49
第2節 災害廃棄物対策.....	49
第3節 不法投棄・不適正処理対策.....	49
第4節 計画の点検・見直し・評価.....	49

## 千代田町生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理計画の基本的事項.....	52
第1節 策定の背景.....	52
1. 位置付け.....	52
2. 計画の対象.....	52
第2章 生活排水の現況.....	53
第1節 生活排水処理体制.....	53
第2節 下水道.....	54
第3節 収集運搬体制.....	55
第4節 中間処理状況.....	56
1. 中間処理体制（し尿処理施設）.....	56
2. 放流水質.....	56
3. し尿及び浄化槽汚泥の発生量.....	57
第5節 最終処分状況.....	58
1. 最終処分体制.....	58
第3章 生活排水処理の基本方針と基本的な取組.....	59
第1節 生活排水処理の基本方針.....	59
第2節 生活排水処理の基本的な取組.....	60
1. 公共下水道整備事業の推進.....	60
2. 合併処理浄化槽の普及促進.....	60
3. し尿処理施設の維持管理.....	60
第3節 計画の点検・見直し・評価.....	61

# 第1章 基本的事項

## 第1節 計画策定の背景

千代田町は、一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき、「千代田町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定します。

この計画では、町民・事業者・行政が連携し、循環型社会※の形成に貢献できる取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるものとします。

本計画は、平成26年4月に策定しています。この計画に基づいて、ごみの適正処理や資源化の推進等、資源循環の取組を推進してきました。今回、策定後10年が経過し、計画の取組の進捗状況や令和10年度（前計画の目標年次）における目標の達成状況を確認・検証し、見直しを行うものです。

※「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

## 第2節 計画の概要

### 1. 法体系

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法（平成5年法律第91号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定されました。廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取組みの推進を図っています。図1-1に循環型社会形成推進のための法体系を示します。

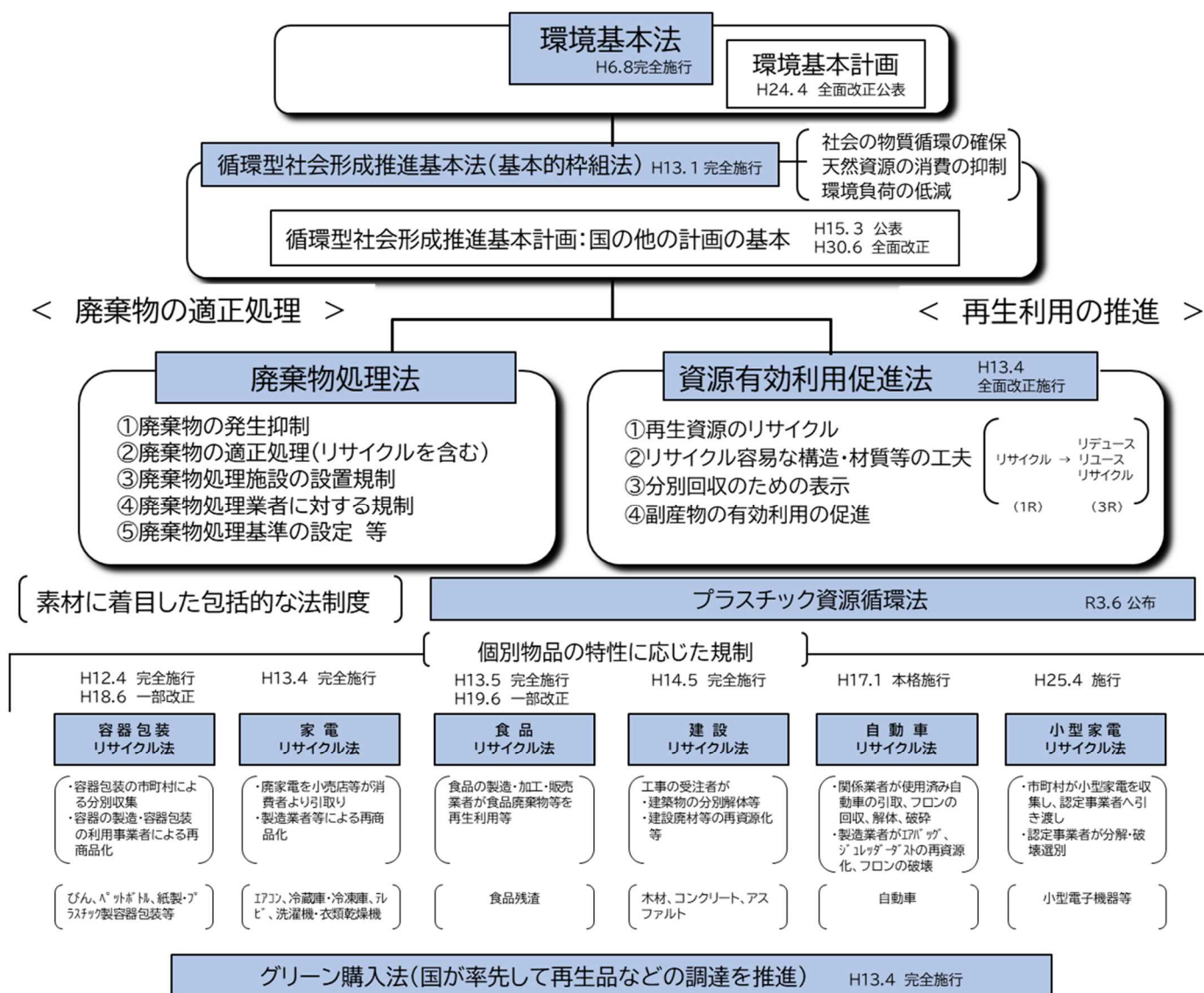


図 1-1 循環型社会形成推進のための法体系

## 2. 上位計画

---

基本計画の策定に当たっては、国、群馬県の上位計画を踏まえたものとします。

### 1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」では、循環型社会形成に向けた取組として「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」「万全な災害廃棄物処理体制の構築」「循環分野における基盤整備」などが掲げられています。

### 2) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）（以下、「廃棄物処理法基本方針」という。）」が定められています。

廃棄物処理法基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的利用を徹底したうえで、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

### 3) 群馬県循環型社会づくり推進計画

群馬県では、県が目指すべき循環型社会の姿を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すために「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画（令和 3 年 3 月）」を策定しています。群馬県循環型社会づくり推進計画では、基本方向を次のように定めています。

《基本方針》

環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理を更に推進しながら、環境・経済・社会を統合した持続可能な形で資源を循環利用していく社会の実現を図るため、次の基本目標に基づき取組みを進めます。

- ・持続可能な社会づくりを目指した環境・経済・社会を統合した取組（SDG s の考え方を活用）
- ・県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
- ・「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
- ・地域循環共生圏の形成による地域創生の実現
- ・大規模災害時にも対応できる広域処理体制の強化

### 3. 計画の位置付け

廃棄物処理法第6条第1項に、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とされており、基本計画は、図1-2に示す関連する諸計画との整合を図りながら策定しました。

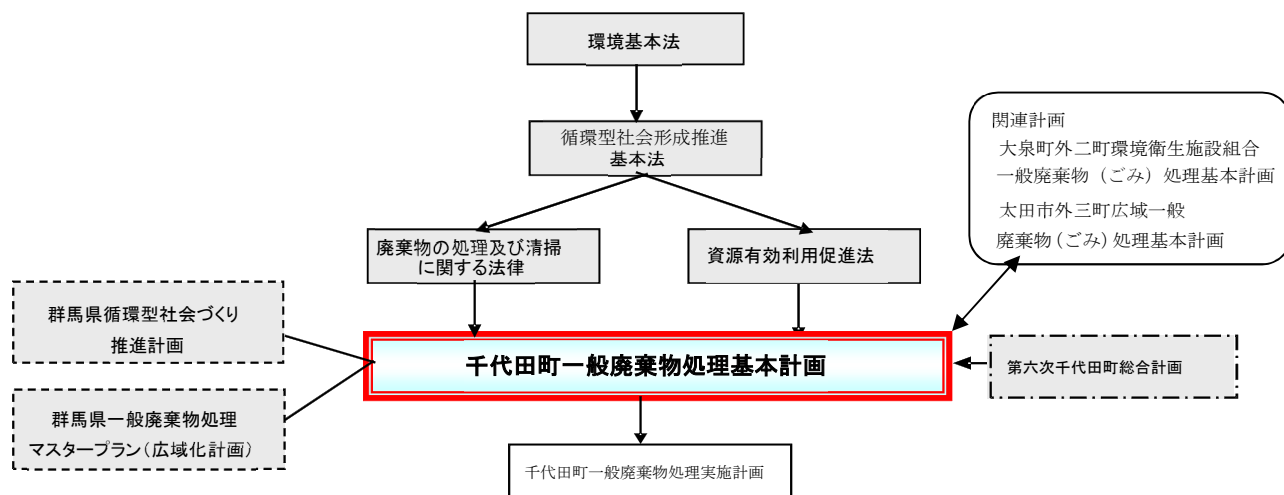


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理計画は、ごみ及び生活排水（し尿等及び生活雑排水）を対象とし、長期的な視点に立った基本的な方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、その基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。



#### 4. 計画対象地域

基本計画の対象地域は、千代田町の全域とします。

#### 5. 計画目標年度

計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和20年度までの15年間とします。

なお、計画の内容は必要に応じて改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、基本計画で掲げた数値目標や重点施策等についての達成度や各々の取組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果等についても定期的に検討し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。



図 1-3 計画目標年度

# 千代田町ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理基本計画の基本的事項

## 第1節 ごみ処理基本計画策定の背景

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法（平成5年法律第91号）や循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、令和4年度には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、2015（平成27）年に行われた国連総会では、令和12年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本国等の先進国が率先して取り組むことが目標とされています。さらに、令和2年には脱炭素社会を目指すための温室効果ガス削減目標として、令和32年カーボンニュートラル\*達成を掲げ、急速な取組が進められています。

このような状況の中、ごみの衛生的かつ安全な処理や資源循環を継続することで、SDGsの達成に向けて取り組むとともに、持続可能な社会の形成の推進を目指していきます。

\*カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

## 1. ごみ処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理と生活排水処理の2編で構成されます。

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物のうち、ごみ処理についての基本計画を定めます。

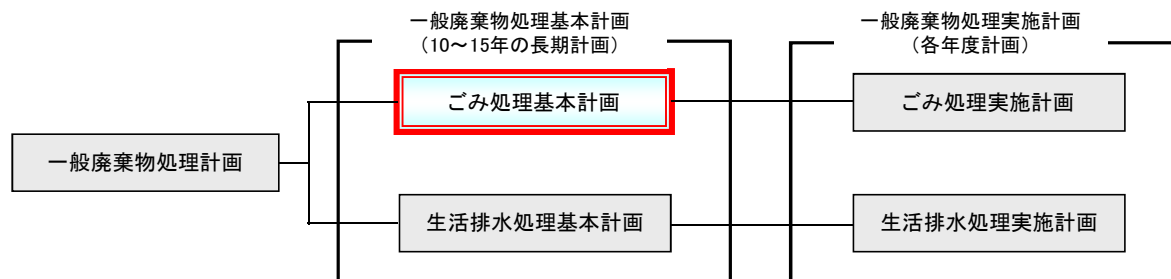


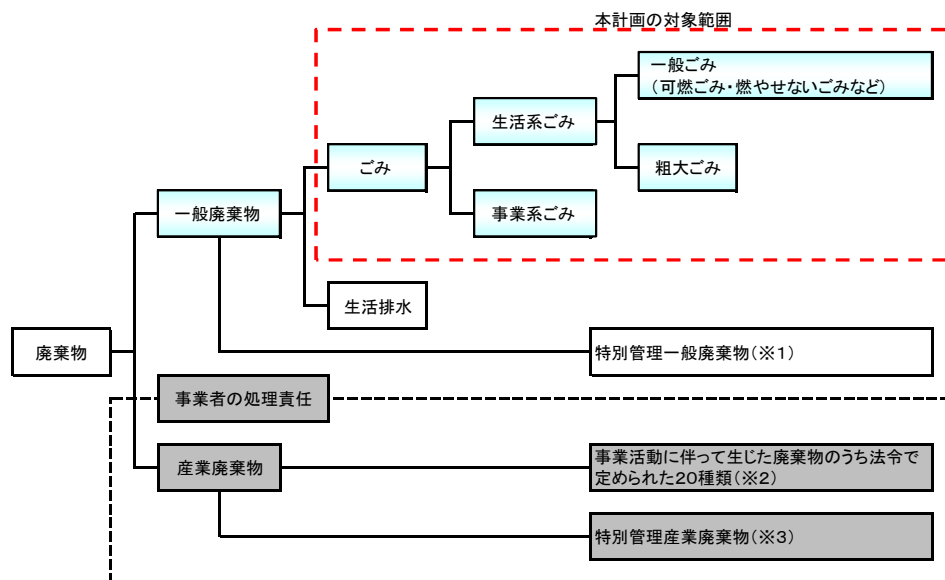
図 1-4 ごみ処理基本計画の位置付け

なお、本町では、近隣市町や一部事務組合等との連携を図りながら一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定するものとします。

## 2. 計画の対象廃棄物

廃棄物の区分を図 1-5 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のもとの、輸入された廃棄物のことを指します。

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち生活排水を除く「ごみ」とします。



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)

※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の 19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので 19 種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物等)

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)

図 1-5 計画対象とする廃棄物

## 第2節 施設の有効活用及び広域的な取組の推進

### 1. 施設の有効活用

大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設（以下、「大泉町外二町焼却施設」という。）は、令和3年4月の太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ（以下、「クリーンプラザ」という。）の稼働開始により、終了となりました。

資源ごみは、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ（以下、「リサイクルプラザ」という。）で適正に処理（資源化）を行っています。そのため、大泉町外二町焼却施設の跡地については今後、リサイクルプラザで取り扱いのないプラスチック製品等のストックヤードとして整備の検討を行っていきます。

### 2. 広域的な取組の必要性

群馬県では、「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（平成29年3月[令和3年3月改訂]）を策定しています。

持続可能な廃棄物の適正処理の確保に向け、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示しています。

その中で、広域ブロックごとにごみ処理広域化・集約化に向けた方針を定めており、太田館林ブロック（太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）の方針を以下に示します。

ごみ処理施設については、焼却施設等2施設（4施設廃止）、粗大・資源化施設1施設（1施設廃止）が更新されますが、粗大・資源化施設2施設で、令和6年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

また、最終処分場については、平成29年度に館林市一般廃棄物最終処分場の埋立が終了し、めいわクリーンオアシスが新規に設置されますが、他の1処分場は、埋立終了時期を見据え、新規計画の検討が必要な時期になっています。

広域化の推進体制については、群馬県の一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、ブロック協議会が設立され、主な取組は、太田市・千代田町・大泉町・邑楽町と、館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会とに分かれて進められています。

表1-1 焼却施設等の整備計画

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
①	焼却	太田市清掃センター第3号焼却炉	150	H9.4	R3.3廃止予定	385~ 487.9	338.4~ 460.6	-	-	5	1~2	2	2	
①	焼却	太田市清掃センター第4号焼却炉	170	H4.4	R3.3廃止予定			-	-					
②	焼却	太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ(熱回収施設(新))	330	R3.4	- (R28)			-	-					
③	焼却	大泉町外二町清掃センター	195	H4.1	R3.3廃止予定			-	-					
④	焼却	館林市清掃センター	100	S61.8	H28廃止			-	-					
④	焼却	館林衛生施設組合 たてばやしクリーンセンター(新)	100	H29.4	- (R24)			-	-					
⑤	RDF	板倉町資源化センター (ごみ固形燃料化施設)	20	H9.4	H29廃止			-	-					
⑤	堆肥	板倉町高速堆肥化施設 (高速堆肥化施設)	3	H9.4	H29廃止	-	-							

出典：「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（平成29年3月[令和3年3月改訂]）

表1-2 粗大・資源化施設の整備計画

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン	
					H38	H53	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H38	H53
							H26	H20~H45			H38	H53
⑥ 資源	太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	73	H16.4	- (H36)	43.0~ 54.0	37.9~ 51.1	H39	H52	3	2	3	2
⑦ 資源	太田市新田 緑のリサイクルセンター	5	H16.10	- (H36)			H39	H52				
⑧ 粗大	館林市清掃センター 粗大ごみ処理施設	26	S63.4	H28廃止予定			-	-				
⑨ 粗大 資源	館林衛生施設組合 いたくらリサイクルセンター(新)	5	H29	- (H49)			H29					

出典：「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（平成29年3月[令和3年3月改訂]）

表1-3 最終処分場の整備計画

施設種類	施設名	施設規模 [m3]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [m3]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン	
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23
							H26	H20~R15			R8	R23
⑩ 最終 処分	大泉町外二町環境衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	150,000	H9.4	R3 R12	169,433~ 312,817	146,317~ 293,733	R9	R13	2	1~2	2	2
⑪ 最終 処分	館林市一般廃棄物最終処分場	80,000	H5.5	H29 -			-	-				
⑫ 最終 処分	館林衛生施設組合 めいわエコパーク一般廃棄物最終処分 場(新)	19,053	H30.3	R13 -			R14	-				

出典：「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（平成29年3月[令和3年3月改訂]）

上記を踏まえ、各施設の改修や更新等の時期をとらえて、ブロック内の自治体等と協議し、施設整備や運営主体のあり方等の検討を行っていく必要があります。

## 第2章 ごみ処理の現況

### 第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー

#### 1. ごみの分別区分

ごみの分別区分は、表2-1に示すとおりです。分別区分の大きくは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び危険ごみです。その他、拠点回収も行っています。

表2-1 分別区分（令和5年4月現在）

分別区分		主なごみの種類	
可燃ごみ(燃やすごみ)		リサイクルに適さない紙類、木くず、衣類、布、台所から出る生ごみ など	
不燃ごみ(燃えないごみ)		金具のついた靴、宝石・アクセサリーなど	
可燃性粗大ごみ		袋に入らない大型の燃やすごみ など	
不燃性粗大ごみ		袋に入らない大型の燃えないごみ など	
資源ごみ	ペットボトル	PET識別マークがあるプラスチックボトル 例)食品用	
	白色トレイ	プラ識別マークがあるもの 白色(真っ白)の発泡スチロール製の食品用トレイ 例)鮮魚、精肉、惣菜、青果など	
	紙パック	紙パック識別マークがあるもの 例)牛乳パック、果汁ジュースなど	
	プラスチック製容器包装類	プラ識別マークがあるもの 例)品物が包まれた容器包装類、色つきトレイ、卵や豆腐のパック、シャンプー等のボトル類、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロールなど	
	紙類	新聞紙、段ボール、雑紙	
	ビン	無色透明・茶色・その他の色 例)食品用、化粧品用	
	カン	スチール・アルミ 例)食品用	
	金属小型家電	金属類(鍋、フライパンなど)、小型家電(電子レンジ、扇風機など)	
	ガラス陶磁器	ガラス類、陶磁器類、割れたビンなど	
危険ごみ	乾電池	筒型・ボタン乾電池・充電用電池	
	電子たばこ	電子たばこ・加熱式たばこ	
	蛍光管・電球 体温計・血圧計	蛍光管(直管・環状・LEDタイプ)、電球、水銀体温計・血圧計、電子体温計・血圧計(水銀含む)	
	ライター	使い捨てライターなど	
	スプレー缶・カセットボンベ	化粧品・整髪料・塗料・殺虫剤・消臭剤など	
拠点回収	紙類、布類、缶類、ビン類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装類、プラスチック製品、危険ごみ、金属類、小型家電、食品残さ、廃食用油、ガラス・陶磁器類		



## 2. ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図2-1に示すとおりです。

可燃ごみは、クリーンプラザで焼却処理し、焼却灰等は民間業者の処理施設で溶融・焼成資源化や埋め立て処分を行っています。

不燃・粗大ごみ及び資源ごみは、リサイクルプラザで破碎・選別し、破碎可燃はクリーンプラザで焼却処理、破碎残さ及びガラス・陶磁器類は民間業者で最終処分し、資源物は資源化しています。

大泉町外二町環境衛生施設組合の最終処分場（以下、「大泉町外二町最終処分場」という。）では、処分場内で発生した脱水汚泥等処理しています。

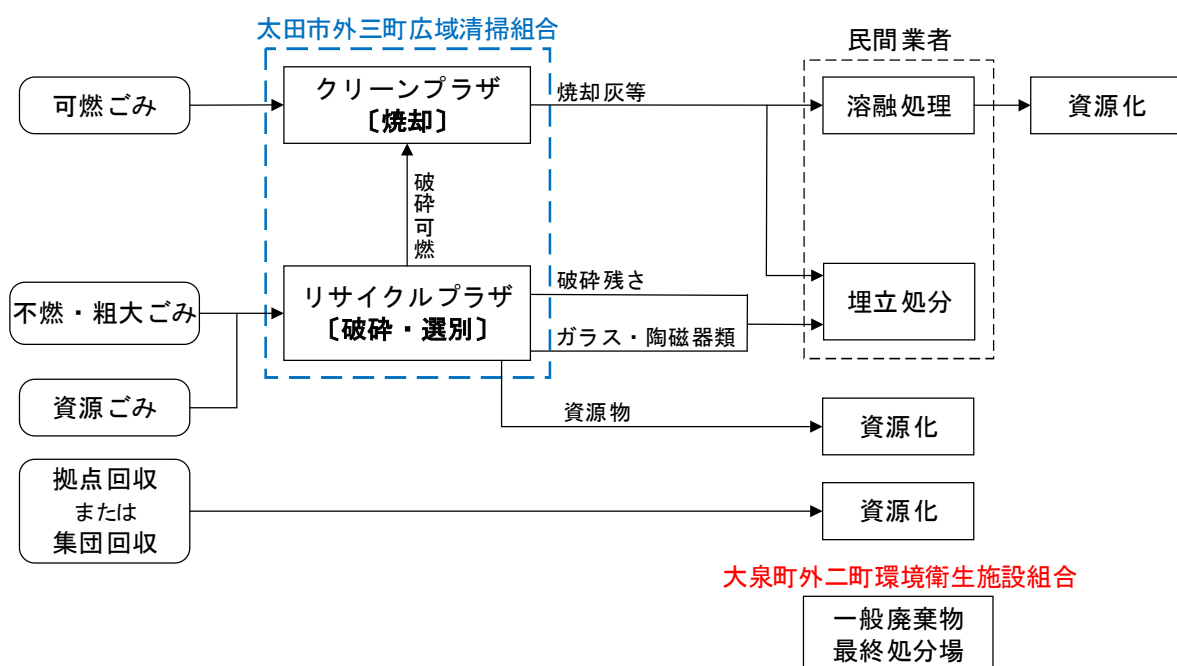


図2-1 ごみ処理フロー（令和5年4月現在）

## 第2節 ごみ処理体制

ごみ処理体制は、本町がごみを収集して中間処理施設に持ち込むまでを担当し、中間処理施設である太田市外三町広域清掃組合の処理施設で適正に処理を行っています。

大泉町外二町環境衛生施設組合は、主に最終処分場の維持管理を行っています。表2-2に役割分担を整理します。

表2-2 役割分担

分類	実施内容	役割分担		
		本町	太田市外三町広域清掃組合	大泉町外二町環境衛生施設組合
排出抑制	排出抑制施策（助成・啓発等）の実施	○	○	○
資源化	資源化施策（助成・啓発等）の実施	○	（啓発）	（啓発）
	資源拠点回収等の設置・運営	○		
	民間資源化事業者への処理委託	○		
	中間処理段階での資源化・エネルギー化		○	
収集・運搬	ごみステーション新設・廃止等の管理	○		
	ごみの収集・運搬	○		
中間処理	中間処理施設の管理・運営		○	
	処理残渣等の民間業者への資源化等		○	
最終処分	最終処分場の管理・運営			○
	本組合外施設への最終処分委託		○	

### 第3節 ごみ排出量の実績及びごみの性状

#### 1. ごみ排出量の実績

過去10年間（平成25年度～令和4年度）のごみ排出量の実績は、表2-3及び図2-2に示すとおりです。ごみ総排出量及び原単位ともに平成26年度から平成29年度にかけては減少傾向を示し、平成29年度から令和2年度までは増加傾向を示し、令和3年度に大きく減少しています。

表2-3 ごみ排出量の実績

		(単位：t/年)									
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口 (人)		11,891	11,767	11,680	11,627	11,517	11,454	11,292	11,221	11,132	11,071
家庭系ごみ	可燃ごみ	3,320	3,401	3,308	3,254	3,154	3,135	3,191	3,191	2,872	2,710
	不燃ごみ	218	252	259	233	202	193	193	206	132	104
	資源ごみ	350	364	335	362	409	588	562	774	652	625
	その他ごみ	5	5	5	5	4	4	6	7	7	29
	粗大ごみ	39	36	125	120	127	80	88	111	95	75
	集団回収	0	0	0	0	0	0	13	9	9	6
	計	3,932	4,058	4,032	3,974	3,896	4,000	4,053	4,298	3,767	3,549
事業系ごみ	可燃ごみ	1,018	1,014	982	1,150	1,044	1,088	1,093	1,095	818	839
	不燃ごみ	0	0	0	0	1	0	3	1	3	2
	資源ごみ	0	0	0	0	0	0	38	38	40	48
	その他ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	4	4	4	6	5	3	8	3	19	20
	計	1,022	1,018	986	1,156	1,050	1,091	1,142	1,137	880	909
総計	4,954	5,076	5,018	5,130	4,946	5,091	5,195	5,435	4,647	4,458	
原単位 (g/人・日)	1,141	1,182	1,174	1,209	1,177	1,218	1,218	1,257	1,327	1,144	1,103

資料：一般廃棄物処理実態調査

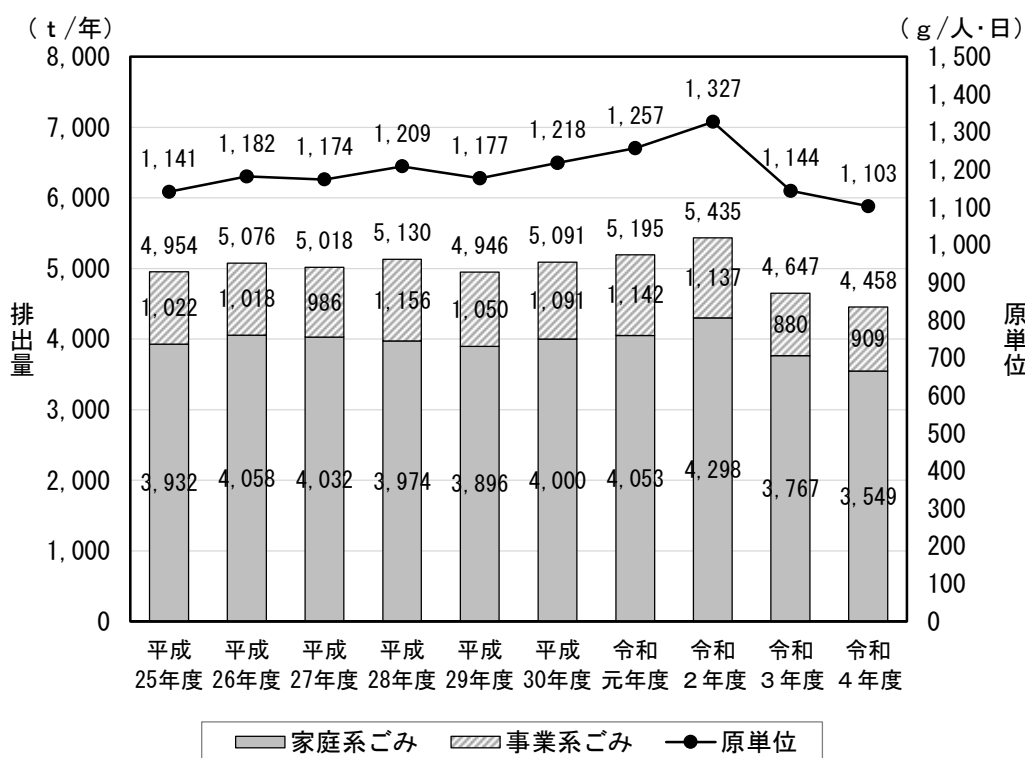


図2-2 ごみ排出量の推移

## 2. ごみの性状

ごみの性状として、焼却施設のごみ組成分析結果を整理します。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の可燃ごみのごみ組成分析結果は、表2-4に示すとおりです。ただし、大泉町外二町焼却施設は令和3年3月に廃止しており、令和2年度までを大泉町外二町焼却施設、令和3年度以降はクリーンプラザの数値により整理します。

可燃ごみのごみ組成（乾ベース）の推移は図2-3に示すとおりです。「紙・布類」は増加傾向、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」及び「ちゅう芥類」は減少傾向を示しています。

三成分の推移は図2-4に示すとおりで、「水分」は減少傾向、「可燃分」は増加傾向を示しています。

低位発熱量の推移を図2-5に示します。

表2-4 可燃ごみのごみ組成分析結果

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ組成分析結果 (乾ベース)	紙・布類	%	47.5	43.5	49.7	45.4	58.1
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	25.7	32.9	26.4	23.2	20.8
	木、竹、わら類	%	9.9	15.2	12.8	17.6	8.3
	ちゅう芥類	%	11.9	4.3	5.7	4.3	6.5
	不燃物類	%	0.0	2.2	1.3	2.4	1.5
	その他	%	5.0	1.9	4.1	7.1	4.8
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	132.8	120.8	119.3	124.3	122.8	
三成分	水分	%	47.1	45.4	41.85	41.8	36.1
	可燃分	%	48.7	49.7	53.00	51.3	57.3
	灰分	%	4.2	4.9	5.15	6.9	6.6
	計	%	100.0	100.0	100.00	100.0	100.0
低位発熱量(実績値)	kJ/kg	9,283	10,225	12,283	9,515	11,408	

注) 令和2年度までは大泉町外二町焼却施設、令和3年度以降はクリーンプラザの数値を示します。

資料：一般廃棄物処理実態調査

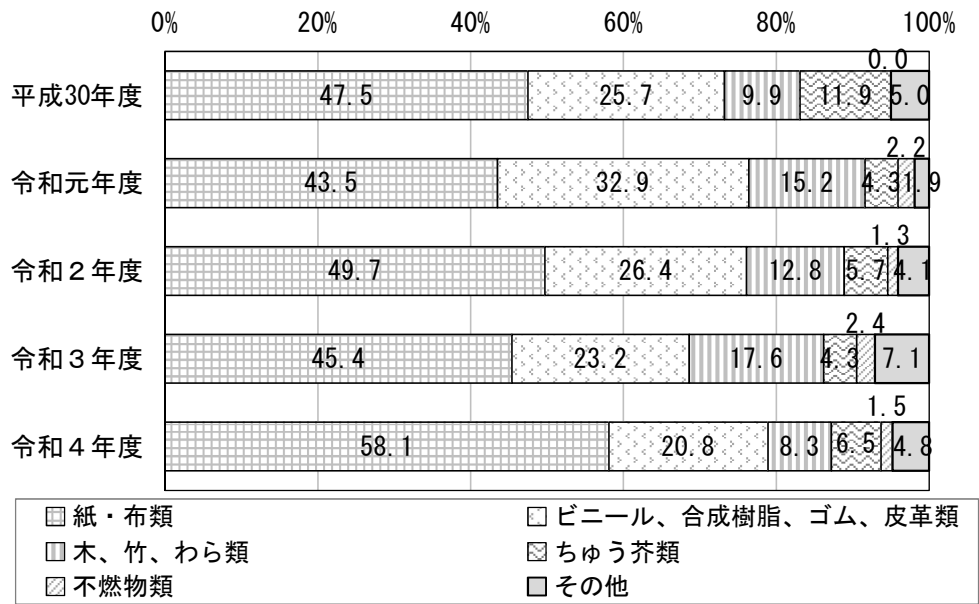


図 2-3 可燃ごみのごみ組成（乾ベース）の推移

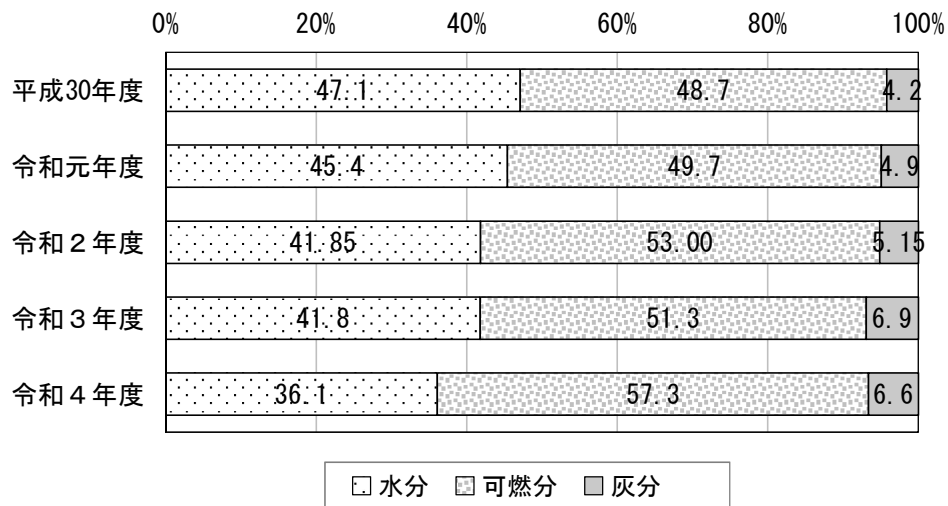


図 2-4 三成分の推移

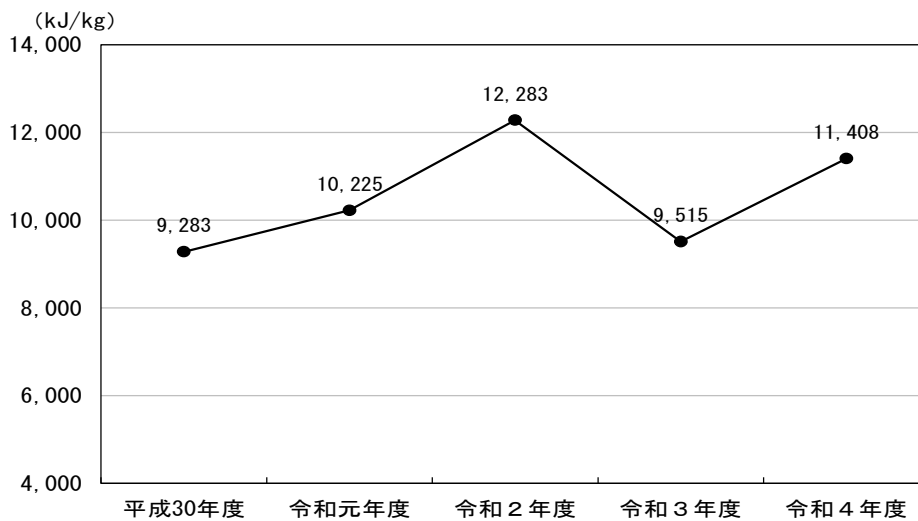


図 2-5 低位発熱量の推移

【考察】

ここで、ごみ組成ごとの含水率を設定し、排出源である湿ベースのごみ組成を予測すると、表 2-5 及び図 2-6 に示すとおりとなります。「紙・布類」が約 40%、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が約 14%、「木、竹、わら類」が約 10%、「ちゅう芥類」が約 32%になります。

表 2-5 ごみ組成（湿ベース）（令和 4 年度）

(単位：%)

	乾ベース ごみ質	含水率	湿ベース ごみ質	設計要領 含水率(参考)
紙・布類	58.1	7.8	40.3	5.7
ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	20.8	2.6	13.6	1.9
木、竹、わら類	8.3	47.1	10.0	34.5
ちゅう芥類	6.5	87.0	32.0	63.8
不燃物類	1.5	0.1	1.0	0.1
その他	4.8	0.1	3.1	0.1
水分	36.1	—	36.1	—

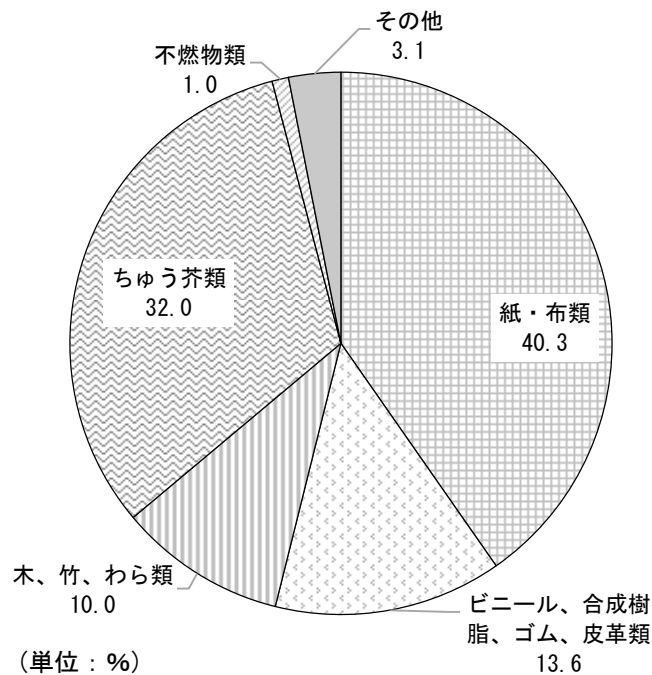


図 2-6 ごみ組成（湿ベース）（令和 4 年度）

## 第4節 減量化・再生利用施策

ごみの減量化・再生利用の主な施策を表2-6に示します。

表2-6 主な減量化・再生利用施策

施策等	事業概要
生ごみ処理機器等購入費補助金制度	生ごみの減量化を効果的に推進するために、生ごみ処理機器の購入費の一部を補助します。
マイバッグ持参の推奨	レジ袋の削減への取組を拡充するため、マイバッグを利用し、レジ袋及び過剰包装を断る行動を推奨しています。
資源ごみの分別収集	ごみからできる限り資源物をリサイクルすることが重要であり、資源ごみの分別収集を行っています。
資源ごみ拠点回収	いつでも資源物をだすことができることで、より一層の資源物リサイクルを推進するため、拠点回収を行っています。
剪定枝等の資源化	ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を目的に、剪定枝等をリサイクル業者へ自己搬入し資源化を行っています。
環境教育の検討	小中学校への出前講座や小学4年生を対象とした学校の授業での環境教育を行うなど検討していきます。
広報・啓発	広報誌、回覧、ホームページ等を活用し、更なる減量化・再生利用を推進していきます。
「太田市外三町広域ごみ分別アプリ」の活用	太田市外三町広域清掃組合で作成した、ごみの分別アプリ「太田市外三町広域ごみ分別アプリ」の活用を推進します。
「太田おもちゃ病院」の利用	主にお子様向けの壊れたおもちゃを無料で修理します。 太田本院：太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ内 大泉分院：いずみの杜内

### ①家庭系資源ごみ

表2-7 家庭系資源ごみ分別収集量

(単位：t/年)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
家庭系資源ごみ	新聞	88	86	39	84	50	73	65	61	66	60
	雑誌	45	51	64	45	63	50	49	55	56	43
	ダンボール	41	49	45	47	57	45	48	61	68	60
	紙パック	2	2	2	2	3	7	2	2	2	2
	スチール缶	14	14	12	9	9	8	7	8	7	6
	アルミ缶	11	11	11	11	10	10	10	12	10	11
	びん	71	69	69	62	60	57	54	55	51	54
	ペットボトル	22	22	21	20	20	21	21	22	22	25
	白色トレイ	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1
	プラ製容器包装	19	20	20	19	20	20	21	22	24	27
	布類	1	1	1	0	9	11	10	12	17	13
	金属	15	18	0	0	8	4	0	7	11	9
	家電	—	—	—	—	6	16	14	13	18	17
	ガラス・陶磁器	—	—	—	—	—	12	18	20	25	20
	プラ製品	—	—	—	—	2	3	3	5	7	4
	食品残渣	—	—	—	11	27	3	3	4	4	3
	油	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1
枝木等	—	—	—	—	48	247	236	414	263	269	
その他	20	20	51	52	15	—	—	—	—	—	
計	350	364	335	362	409	588	562	774	652	625	

②集団回収

表 2-8 集団回収量

(単位：t/年)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
紙類	0	0	0	0	0	0	9	8	8	5
紙パック	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
金属類	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1
計	0	0	0	0	0	0	13	9	9	6

③事業系資源ごみ

表 2-9 事業系資源ごみ分別収集量

(単位：t/年)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業系資源ごみ	新聞	-	-	-	-	-	2	2	1	4
	雑誌	-	-	-	-	-	12	15	14	15
	ダンボール	-	-	-	-	-	3	3	3	7
	紙パック	-	-	-	-	-	2	0	0	0
	食品残渣	-	-	-	-	-	19	18	22	22
	計	-	-	-	-	-	38	38	40	48



## 第5節 収集・運搬の状況

### 1. 排出形態等

三町（大泉町、邑楽町、千代田町）のごみの分別区分と排出形態を、表 2-10 に示すとおり比較します。

可燃ごみは、収集頻度、排出方法ともに統一されています。

不燃ごみは、千代田町では「ガラス類・陶磁器類」、「金属類・小型家電」の分別項目があります。

粗大ごみは、施設への自己搬入に統一されています。

資源ごみについてもほぼ統一されております。

表 2-10 排出形態等

	大泉町		邑楽町		千代田町			
	収集頻度	排出方法	収集頻度	排出方法	収集頻度	排出方法		
可燃ごみ	週 2 回	透明・半透明のごみ袋	週 2 回	透明・半透明のごみ袋	週 2 回	透明・半透明のごみ袋		
不燃ごみ	月 2 回、3 回	透明・半透明のごみ袋	月 2 回	透明・半透明のごみ袋	月 2 回、3 回	透明・半透明のごみ袋		
ガラス類・陶磁器類	(不燃ごみ扱い)		(不燃ごみ扱い)		月 1 回	ビニール袋		
金属類・小型家電	(不燃ごみ扱い)		(不燃ごみ扱い)		月 1 回	紙袋・ビニール袋		
粗大ごみ	随時	施設へ自己搬入	随時	施設へ自己搬入	随時	施設へ自己搬入		
分別収集 資源ごみ	古新聞・古雑誌・段ボール・その他の紙	月 2 回、3 回	ひもで十文字に縛る	月 2 回	ひもで十文字に縛る	月 2 回、3 回	ひもで十文字に縛る	
	古布	月 2 回、3 回	透明・半透明のごみ袋					
	紙パック	月 2 回、3 回	青色ネット			月 2 回、3 回	青色のネット	
	アルミ缶・スチール缶	月 2 回、3 回	緑色の収集袋	月 2 回	緑色の収集袋	月 2 回、3 回	緑色の収集袋	
	ガラスびん	月 2 回、3 回	色別コンテナ	月 2 回	色別コンテナ	月 2 回、3 回	色別コンテナ	
	ペットボトル	月 2 回、3 回	青色の収集袋	月 2 回	青色の収集袋	月 2 回、3 回	青色の容器	
	白色トレイ	月 2 回、3 回	白色ネット	月 2 回	透明・半透明のごみ袋	月 2 回、3 回	白色のネット	
	プラスチック製容器包装	月 2 回、3 回	灰色の収集袋	月 2 回	透明・半透明のごみ袋	月 2 回、3 回	黄色のネット	
	有害・危険ごみ	月 2 回、3 回	蛍光灯、体温計：水色コンテナ スプレー缶、電池：オレンジ色コンテナ	月 2 回	蛍光灯、体温計：青コンテナ スプレー缶：青コンテナ 電池：青色の容器	月 2 回、3 回	蛍光灯、体温計：水色コンテナ スプレー缶、電池：オレンジ色コンテナ	
	拠点回収	新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙			平日 第 2・4 土曜日		随時	
		古着・古布	平日		平日 第 2・4 土曜日		随時	
アルミ缶・スチール缶				平日 第 2・4 土曜日		随時		
ガラスびん				平日 第 2・4 土曜日		随時		
ペットボトル				平日 第 2・4 土曜日		随時		
白色トレイ				平日 第 2・4 土曜日		随時		
プラスチック製容器包装				平日 第 2・4 土曜日		随時	ネット排出	
プラスチック製品						随時		
スプレー缶、ライター、蛍光灯、電池類				平日 第 2・4 土曜日		随時		
剪定枝木・草		平日 第 1・3・5 土曜日		平日 第 2・4 土曜日				
その他金属類（なべやフライパンなど）				平日 第 2・4 土曜日		随時		
小型家電						随時		
食品残さ						随時		
廃食用油		随時	ペットボトルなど			随時		
ガラス・陶磁器						随時		

資料：大泉町ごみの出しかた・分けかた  
邑楽町令和 5 年度ごみの出し方  
千代田町ごみの分別とリサイクル

## 2. 収集運搬量

過去5年間(平成30年度～令和4年度)の収集運搬量は、表2-11に示すとおりです。

表2-11 収集運搬量

(単位：t/年)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家庭系ごみ	可燃ごみ	3,002	3,060	3,063	2,862	2,696
	不燃ごみ	193	193	206	130	102
	資源ごみ	519	327	361	389	356
	その他ごみ	4	6	7	7	29
	粗大ごみ	44	50	72	87	71
	計	3,762	3,636	3,709	3,475	3,254

資料：一般廃棄物処理実態調査

## 第6節 中間処理の状況

ここでは、中間処理について整理します。

### 1. 中間処理施設の概要

中間処理は、現在、クリーンプラザ及びリサイクルプラザで適正に処理しています。その概要を表2-12に示します。クリーンプラザは稼働後3年と比較的新しいですが、リサイクルプラザは稼働後19年が経過しており、設備の老朽化が見られます。

また、現在廃止している大泉町外二町焼却施設の概要を表2-13に示します。

表2-12 中間処理施設の概要

施設名称	太田市外三町広域清掃組合	
	クリーンプラザ【焼却施設】	リサイクルプラザ【破碎選別施設】
所在地	太田市細谷町 604 番地の 1	
敷地面積	28,248m <sup>2</sup>	17,200m <sup>2</sup>
処理機及び処理能力	連続燃焼式ストーカ炉 330 t/日 (165 t/24h×2 炉)	73 t/5h ○不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理設備 45.0 t/5h ○可燃性粗大ごみ処理設備 9.5 t/5h ○資源ごみ処理設備 ペットボトル 4.0 t/5h 白色トレイ 0.5 t/5h 紙パック 1.0 t/5h その他プラスチック製容器包装 1.5 t/5h ○ビン類処理設備 11.5 t/5h 【併設工場】 ○社会福祉法人 杜の舎 カン類 8.5 t/5h
竣工	令和3年4月	平成16年3月

表2-13 中間処理施設（廃止）の概要

施設名称	大泉町外二町環境衛生施設組合 焼却施設（清掃センター）
所在地	大泉町大字上小泉 330 番地の 1
敷地面積	27,017.5m <sup>2</sup>
処理機及び処理能力	全連続式ストーカ炉 195 t/日 (97.5 t/24h×2 炉)
竣工	平成4年1月

## 2. 中間処理量

### (1) 焼却施設の処理量【三町（大泉町、邑楽町、千代田町）分の処理量】

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の焼却施設の処理量は、表2-14及び図2-7に示すとおりです。令和2年度以前は大泉町外二町焼却施設で処理しており、令和3年度からはクリーンプラザで処理しています。令和4年度の焼却処理量は24,688t、資源化量1,183t（焼却処理量に対し4.8%）、焼却残渣量1,045t（同4.2%）となっています。

表2-14 焼却施設の処理量（三町全体）

(単位：t/年)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
搬入量	直接焼却量	可燃ごみ	26,373	26,669	26,724	24,065	24,218
		資源ごみ	588	0	874	0	0
		粗大ごみ	149	293	279	0	0
		計	27,110	26,962	27,877	24,065	24,218
	粗大ごみ処理施設からの搬入	230	274	306	540	470	
計		27,340	27,236	28,183	24,605	24,688	
焼却処理量		27,340	27,236	28,183	24,605	24,688	
処理後	資源化量	紙類	55	0	79	0	0
		金属類	20	27	18	4	29
		プラスチック類	2	0	0	0	0
		溶融スラグ	0	0	0	1,540	1,057
		その他	531	0	795	131	97
	計	608	27	892	1,675	1,183	
焼却残渣量		3,385	3,372	2,726	1,193	1,045	

注）3町積み上げた数値を示します。

資料：一般廃棄物処理実態調査

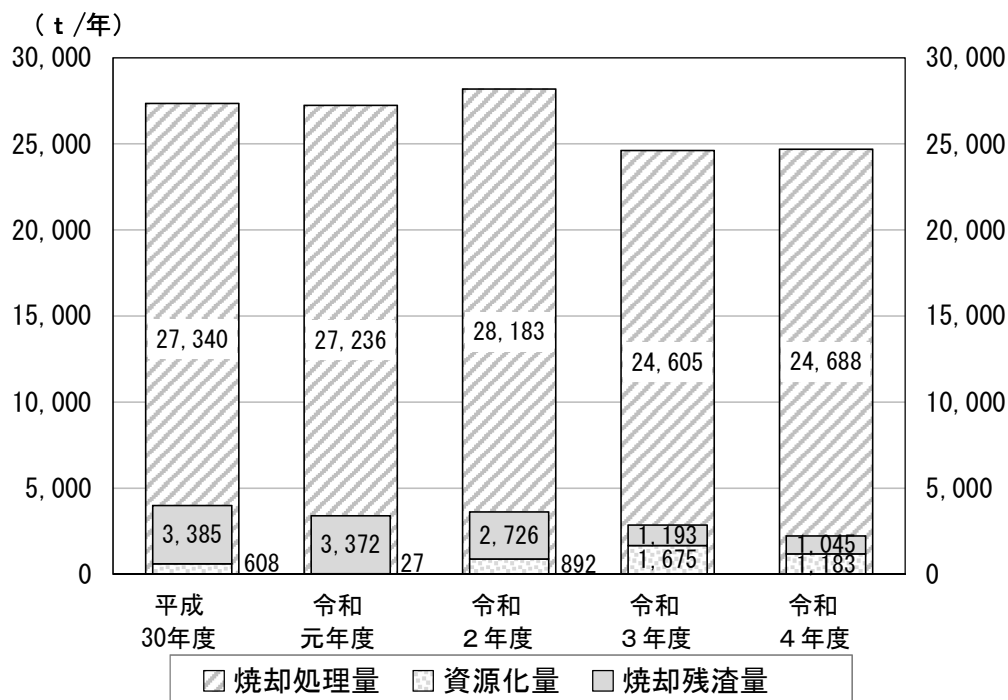


図2-7 焼却処理量等の推移（三町全体）

(2) 粗大ごみ処理施設の処理量【三町分の処理量】

過去5年間（平成30年度～令和4年度）のリサイクルプラザの処理量及び処理内訳は、表2-15及び図2-8に示すとおりです。処理量は増加傾向を示しています。

処理内訳を見ると、令和4年度において、資源化量1,210 t（59.7%）、焼却処理量470 t（23.2%）、最終処分量311 t（15.3%）となっています。

表2-15 処理量及び処理内訳（三町全体）

(単位：t/年)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
搬入量	不燃ごみ	874	895	1,020	821	715	
	資源ごみ	815	803	850	921	741	
	その他ごみ	29	47	49	57	122	
	粗大ごみ	223	262	367	499	449	
	計	1,941	2,007	2,286	2,298	2,027	
処理量		1,941	2,007	2,286	2,327	2,027	
処理後	資源化量	紙パック	13	13	13	13	11
		金属類	528	552	638	486	400
		ガラス類	394	375	387	362	324
		ペットボトル	144	146	155	154	144
		白色トレイ	1	1	2	2	4
		容器包装プラスチック	138	144	156	168	155
		その他	30	45	49	177	172
		計	1,248	1,276	1,400	1,362	1,210
	焼却処理量	230	274	306	540	470	
処理残渣（最終処分量）		463	457	580	425	311	

注）3町積み上げた数値を示します。

資料：一般廃棄物処理実態調査

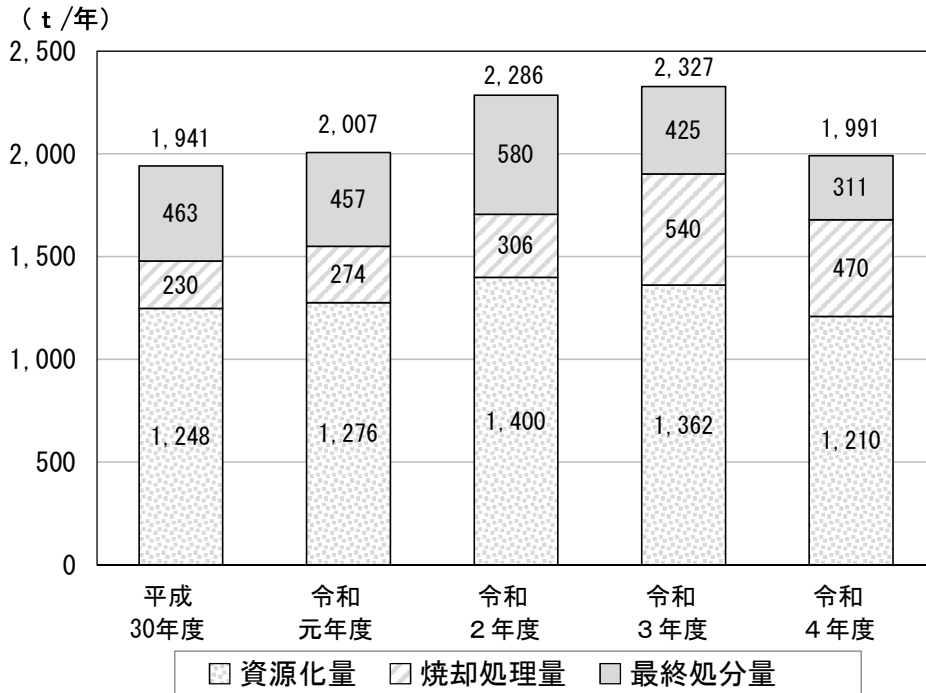


図2-8 粗大ごみ処理施設（処理後内訳）の推移（三町全体）

## 第7節 最終処分の状況

### 1. 最終処分場の概要

大泉町外二町環境衛生施設組合は、邑楽町内に最終処分場を所有しており、処分場内で発生した脱水汚泥等処理しています。施設の概要は、表2-16に示すとおりです。

表2-16 最終処分場の概要

施設名称	大泉町外二町環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場
所在地	邑楽町大字狸塚 1731 番地 1
総面積	64,926m <sup>2</sup>
埋立面積	23,600m <sup>2</sup>
埋立容量	150,000m <sup>3</sup>
埋立方法	サンドイッチ方式
埋立期間	平成9年度～令和13年度

### 2. 最終処分量の実績

ここで示す最終処分量は、中間処理後の埋立処分量を整理します。埋立対象物は、焼却残渣及び破碎残渣です。これらの処分先は現在、民間の最終処分場で埋立処分を行っています。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の三町分の最終処分量の実績は、表2-17及び図2-9に示すとおりです。埋立処分量は減少傾向を示しており、特に令和2年度から令和3年度にかけて大きく減少しています。

表2-17 最終処分量の実績（三町全体）

		(単位：t/年)				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却残渣		3,385	3,372	2,726	1,193	1,045
処理残渣	粗大ごみ処理施設	463	457	580	425	311
計		3,848	3,829	3,306	1,618	1,356

注) 3町積み上げた数値を示します。

資料：一般廃棄物処理実態調査

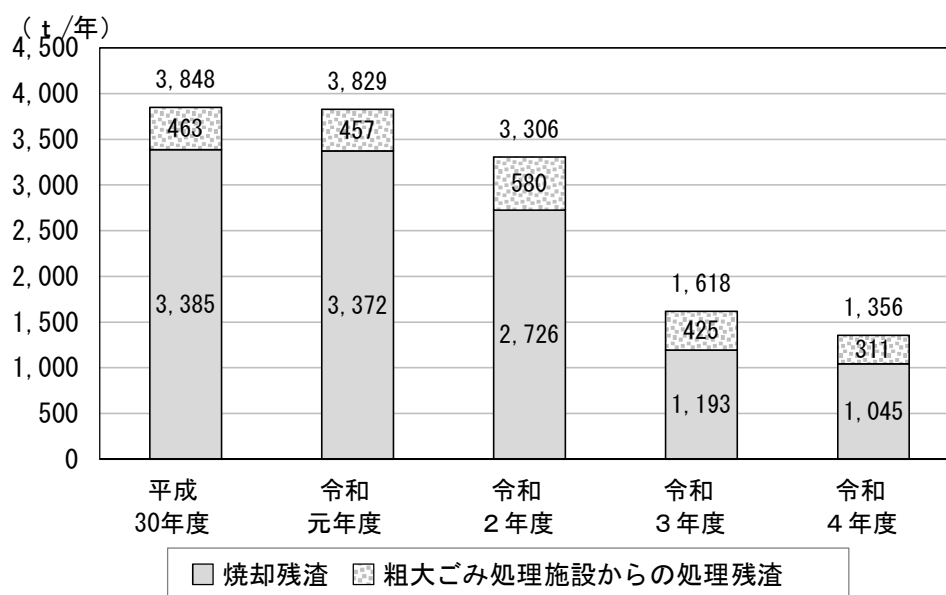


図2-9 最終処分量の推移（三町全体）

## 第8節 温室効果ガス排出状況

燃料使用量や焼却処理量等から、クリーンプラザ（令和2年度以前は大泉町外二町焼却施設）での処理及び大泉町外二町最終処分場における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、表2-18に示すとおりです。温室効果ガス排出量（総量）の推移をみると、クリーンプラザで処理を開始した令和3年度に前年度より約2,400 t-CO<sub>2</sub>/年減少しています。

表2-18 温室効果ガス排出量

施設	項目	単位	排出係数等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
焼却施設	A重油	使用量	ℓ/年	0.00271 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	86,000	75,000	72,000	0	0
		CO <sub>2</sub> 排出量	t-CO <sub>2</sub> /年		233	203	195	0	0
	電気	使用量	kwh/年	0.000451 t-CO <sub>2</sub> /kwh	2,974,746	2,985,387	3,016,643	2,410,114	2,507,911
		CO <sub>2</sub> 排出量	t-CO <sub>2</sub> /年		1,380	1,385	1,400	1,118	1,164
	焼却由来	焼却処理量	t/年		27,340	27,236	28,183	24,605	24,955
		プラ焼却量	t/年	焼却量×18.1%×80%	3,959	3,944	4,081	3,563	3,613
		プラ由来CO <sub>2</sub> 排出量	t-CO <sub>2</sub> /年	2.77 t-CO <sub>2</sub> /t	10,966	10,925	11,304	9,870	10,008
		合成繊維焼却量	t/年	焼却量×6.65%×80%×53.2%	774	771	798	696	706
		合成繊維由来CO <sub>2</sub> 排出量	t-CO <sub>2</sub> /年	2.29 t-CO <sub>2</sub> /t	1,772	1,766	1,827	1,594	1,617
		焼却に伴うCH <sub>4</sub> 排出量		0.00000095 t CH <sub>4</sub> /t	0.026	0.026	0.027	0.023	0.024
		CO <sub>2</sub> 換算	t-CO <sub>2</sub> /年	25換算係数	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6
		焼却に伴うN <sub>2</sub> O排出量		0.0000567 t N <sub>2</sub> O/t	2	2	2	1	1
		CO <sub>2</sub> 換算	t-CO <sub>2</sub> /年	298換算係数	596	596	596	298	298
		計	t-CO <sub>2</sub> /年		13,335	13,288	13,728	11,763	11,924
合計	t-CO <sub>2</sub> /年		14,948	14,876	15,323	12,881	13,088		
最終処分場	灯油	使用量	ℓ/年	0.00249 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	21,000	12,000	12,000	6,000	24,000
		CO <sub>2</sub> 排出量	t-CO <sub>2</sub> /年		52	30	30	15	60
	軽油	使用量	ℓ/年	0.00258 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	50	360	150	814	1,662
		CO <sub>2</sub> 排出量	t-CO <sub>2</sub> /年		0.13	0.93	0.39	2.10	4.29
	電気	使用量	kwh/年	0.000451 t-CO <sub>2</sub> /kwh	282,229	296,999	305,324	286,717	284,595
		CO <sub>2</sub> 排出量	t-CO <sub>2</sub> /年		131	138	142	133	132
	合計	t-CO <sub>2</sub> /年		183	169	172	150	196	
総計	t-CO <sub>2</sub> /年		15,131	15,045	15,495	13,031	13,284		
1人1日当たり温室効果ガス排出量	kg/人・日		0.519	0.517	0.535	0.452	0.463		

注) 排出係数、換算係数、プラスチック・合成繊維割合は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer4.9」（令和5年4月 環境省・経済産業省）による。

## 第9節 ごみ処理経費の状況

ここでは、三町合計のごみ処理経費を整理します。

過去5年間(平成30年度～令和4年度)のごみ処理経費は、表2-19に示すとおりです。

ごみ処理経費、1t当たりのごみ処理経費及び1人当たりのごみ処理経費ともに、令和2年度から令和3年度にかけて大きく減少し、令和4年度に若干増加しており、ごみ処理経費は499,424千円、1t当たりのごみ処理経費17,676円、1人当たりのごみ処理経費6,349円となっています。

平成30年度～令和2年度の組合分担金にはクリーンプラザの建設費が含まれています(令和3年度以降も償還金は続きます)。

表2-19 ごみ処理経費の実績(三町全体)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設改良費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費 (組合分担金含む)	827,541	830,112	881,209	390,008	492,798
人件費	19,829	19,082	21,951	2,795	5,428
一般職	17,722	16,972	19,004	0	0
収集運搬	2,107	2,110	2,947	2,795	5,428
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	5,468	805	1,047	695	1,836
収集運搬費	5,468	805	1,047	695	1,836
中間処理費	0	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	42,551	43,159	45,841	74,911	153,298
収集運搬費	42,551	43,159	45,841	68,332	141,328
中間処理費	0	0	0	5,452	11,970
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1,127	0
組合分担金	759,693	767,066	812,370	311,607	332,236
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	1,596	0	3,102	3,223	6,626
総計 (組合分担金含む)	829,137	830,112	884,311	393,231	499,424

注) 3町積み上げた数値を示します。 資料：一般廃棄物処理実態調査

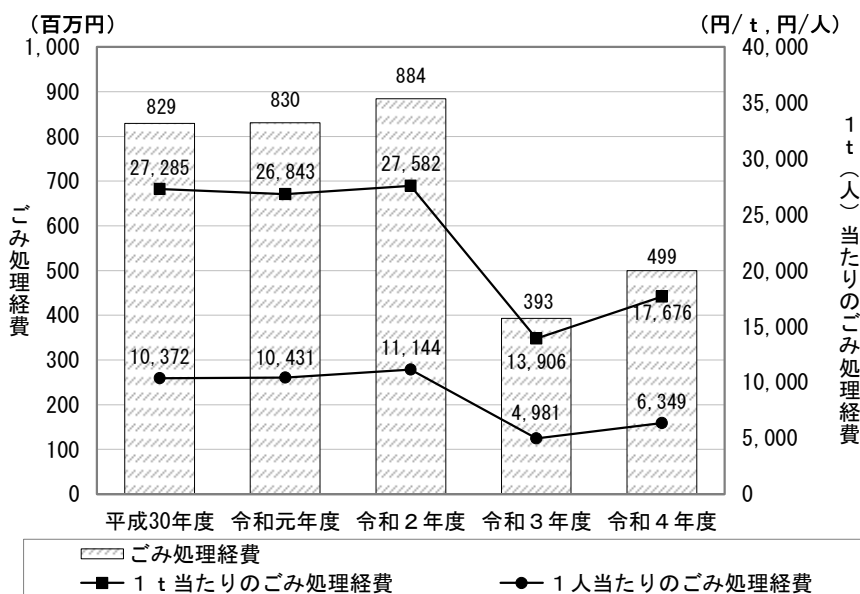


図2-10 ごみ処理経費の経年変化



## 第 10 節 ごみ処理の評価

### ごみ処理システムの評価

#### (1) ごみ処理システムとは

廃棄物処理の状況の評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19 年 6 月〔平成 25 年 4 月改訂〕 環境省）の考え方にに基づき、ごみ処理状況について類似市町村との比較を行います。

#### (2) 評価の総評

ごみ処理システムでの評価を図 2-11 に示します（システム評価支援ツールを利用）。

1. 「人口一人一日当たりごみ総排出量」は、類似市町村平均より劣っています。
2. 「廃棄物からの資源回収率」は、類似市町村平均より優れています。
3. 「廃棄物のうち最終処分される割合」は、類似市町村平均より優れています。  
※「最終処分減量に要する費用」は、最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用（収集運搬、中間処理に要した費用）を意味します。
4. 「人口一人当たり年間処理経費」は、類似市町村平均とほぼ同等の値を示しています。
5. 「最終処分減量に要する費用」は、類似市町村平均より優れています。

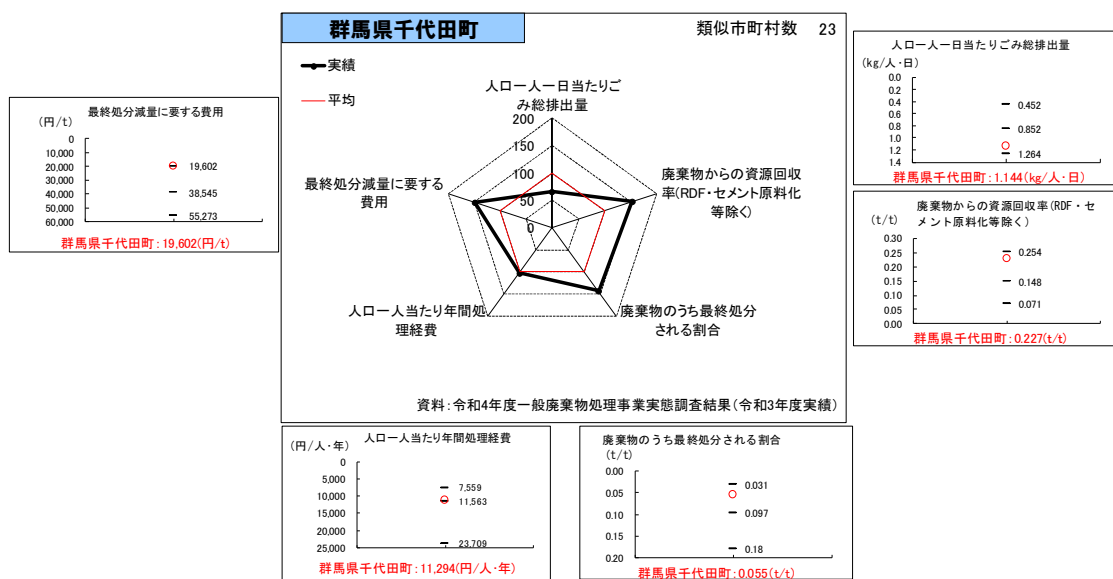


図 2-11 千代田町の類似市町村との比較

## 第3章 ごみ処理行政の動向

### 第1節 国のごみ処理行政の動向

#### (1) 循環型社会の形成

平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定されてから20年以上が経過し、その間各種法体系の整備や3Rの推進等により、循環型社会に向けた取組が進められています。

このような中、平成30年6月、循環基本法に基づく第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画では「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を始め、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」など、7つの柱ごとに将来像、取組、指標が示されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画（以下、「第四次」という。）（2018(平成30)年6月策定）

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、概ね5年ごとに見直しを行うものとされているものです。第四次では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、その重要な方向性として、以下に示します。

- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和7年度
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	約440g/人・日

#### (2) 発生抑制とリサイクルの推進

食品ロスの削減に関しては、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和2年3月に示された基本方針では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを平成12年度比で令和12年度までに食品ロス量の半減を目指すこととしています。

リサイクルの推進に関しては、資源有効利用促進法をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取組や規制が行われてきました。また、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定され、同年12月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律の関係省令が改正され、令和2年7月から全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されました。さらに令和3年6月にプラスチック資源循環促進法が成立しました。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

#### (3) 廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年の大きな改正では平成29年6月に廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大、水銀に関する水俣

条約を踏まえた水銀廃棄物対策等を行うことを内容とする改正が行われました。

なお、廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」については、平成 28 年 1 月に示されており、令和 5 年 3 月に環境省から令和 7 年度の参考となる数値目標が示されています。

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更（2023(令和 5) 6 月 30 日告示）

基本方針は、以下の項目で取りまとめられている。

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
3. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
4. 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
5. 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
6. その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和 7 年度
ごみ排出量	平成 24 年度に 対し約 16%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	440 g / 人・日
再生利用率	約 28%
最終処分量	平成 24 年度に 対し約 31%削減

〔一般廃棄物処理施設の施設整備目標〕

■ 中間処理施設

再生に係る施設は、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

焼却施設は、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。

■ 最終処分場

地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることに鑑み、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。

## 第 2 節 群馬県のごみ処理行政の動向

群馬県では、平成 28 年 3 月に「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」（以下、「前県推進計画」という。）を策定し、循環型社会の構築に向け、県民、民間団体、事業者、行政などの各主体それぞれの役割に応じた実践的な取組により、ごみの減量や資源の循環的な利用などを推進してきました。

前県推進計画の計画期間が令和 2 年度末で終了するに当たり、これまでに進めてきた各主体の取組を検証するとともに、前計画策定後の様々な動向を踏まえ、新たな計画期間における取組の指針として「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」（以下、「本県推進計画」という。）を策定しました。

本県推進計画では、環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理や本県に豊富に存在するバイオマスの有効活用を更に推進しながら、人口減少社会が到来する中で本県の豊かな環境を

維持し次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指します。

第三次群馬県循環型社会づくり推進計画（令和3年3月策定）

〔基本理念〕

- ・環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理を更に推進しながら、環境・経済・社会を統合した持続可能な形で資源を循環利用していく社会の実現を図る。

〔基本目標〕

- ・持続可能な社会づくりを目指した環境・経済・社会を統合した取組（SDGsの考え方を活用）
- ・県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
- ・「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
- ・地域循環共生圏の形成による地域創生の実現
- ・大規模災害時にも対応できる広域処理体制の強化

〔重要施策〕

- ・地域循環共生圏形成に向けた取組の推進
- ・生ごみ等の減量と循環的な利用に向けた取組の推進
- ・プラスチックごみ対策及び容器包装廃棄物等の資源化の充実
- ・食品ロスの削減に向けた取組の推進
- ・ごみ処理の広域化に向けた市町村への支援
- ・災害発生時における廃棄物の広域的な処理体制の強化

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和12年度
1人1日当たり排出量	805g (生活系576g、事業系192g、集団回収38g)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	404g/人・日
再生利用率	27%以上
最終処分量	平成30年度に 対し21.1%以上削減

## 第4章 課題の抽出

### 第1節 排出抑制・資源化に関する課題

#### 現状

- ・ごみ総排出量及び原単位ともに近年減少傾向を示していますが、国や県の目標である1人1日当たりのごみ排出量は目標を達成できていません。
- ・令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の分別収集、再商品化に努める必要があります。

#### 課題

- ・ごみ総排出量や原単位は減少していますが、国や県の目標を達成するため、ごみの発生・排出抑制や資源化を促進する必要があります。
- ・プラスチック資源循環促進法に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討する必要があります。

### 第2節 中間処理に関する課題

#### 現状

- ・本町の中間処理は、現在、クリーンプラザ及びリサイクルプラザにて適正に処理を行っています。
- ・大泉町外二町焼却施設は、令和3年4月のクリーンプラザの稼働開始により、処理が終了しました。

#### 課題

- ・処理が終了となった大泉町外二町焼却施設（敷地内）では、粗大ごみの一時保管等を行っています。前節にあるように、プラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製品の資源化も必要となります。プラスチック製品も含め、さらなる資源化に向けた取り組みとして、ストックヤード等の設置を検討するなど大泉町外二町環境衛生施設組合と連携し、焼却施設跡地の有効利用を図る必要があります。

### 第3節 最終処分に関する課題

#### 現状

- ・最終処分量は国や県の目標を達成していますが、大泉町外二町最終処分場の埋立期間は令和13年度までとなっています。

#### 課題

- ・新たに最終処分場を確保することは困難な状態となっています。委託を含めた処分先の確保を検討する必要があります。

## 第5章 基本理念・基本方針

### 第1節 基本理念

近年、我が国では、経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

これらのことを踏まえ循環型社会を実現するためには、引き続き4Rを推進することにより、ものが循環し環境負荷の少ない低炭素社会、循環型社会の構築に向けた取組を行っていくことが重要です。

一方で、群馬県では、「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」を策定し、持続可能な廃棄物の適正処理の確保に向け、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示しています。ごみ処理を広域化することによって、施設の集約化に伴う施設建設費・維持管理費の削減、環境負荷の低減が期待でき、安定的で効率的なごみ処理が可能となります。

これにより、千代田町では、太田市、邑楽町、大泉町とともに、新しいごみ処理体制を確立し、協働してごみ処理を行い、現在に至っています。持続可能な社会を構築するためには、本計画の基本理念も以下のように継続します。

みんなで考えようごみのこと、次の世代につなぐ4R\*社会

#### \* 4 R

Refuse リフューズ（発生回避）	：余計なものは買わない、使わない、貰わない。
Reduce リデュース（発生抑制）	：使い捨てのものは買わず、詰め替え品を選ぶ。 きちんと計画を立て、必要な量だけ買う。 長持ちするものを選んで買う。
Reuse リユース（再使用）	：再利用できる容器を使ったものを買う。 不用になった物は、他の人に使ってもらう。
Recycle リサイクル（再生利用）	：不用品（ごみ）は、資源としてリサイクルする。 再生原料を使っているリサイクル製品を使う。

## 第2節 基本原則

---

本計画を遂行するためには、基本理念に基づいて住民・事業者・行政の三者がごみの排出抑制、資源化の推進に向けた4R運動に参画し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。また、取組の実施においては、三者が協働、連携し取り組むことにより、より高い水準のごみ排出抑制、資源化が可能となります。

基本原則として、本地域に関わる各者が以下のような役割分担のもと取り組んでいくものとします。

本計画の基本原則を以下のとおりとし、計画の遂行に取り組んでいきます。

### 住民・事業者・行政の4R運動への参画と協働

## 第3節 基本方針

---

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を設定します。

### 基本方針1：ごみの排出抑制と資源化の推進

安定的・継続的にごみ処理が図られるよう、ごみ処理量の削減に取り組み、ごみ処理状況の情報を積極的に発信し、住民・事業者にごみの排出抑制や資源化を促進し、安定的・継続的な処理を推進します。

### 基本方針2：環境負荷軽減を考えた処理体制の確立

ごみ処理は、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から不可欠であり、適正処理を推進する必要があります。環境に配慮したごみ処理を推進するには、限りある資源を有効利用し、適正処分することが重要です。

### 基本方針3：環境美化の推進

美しい街づくりを推進するため、住民、事業者、行政が連携して清掃活動やポイ捨て防止、環境意識の向上に繋がる活動を行っていきます。

## 第6章 目標値の設定

### 第1節 数値目標

本計画の目標値を表6-1のとおり定めます。また、三町それぞれの目標値は表6-2～表6-4に示すとおりです。

表6-1 目標値（三町全体）

	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和20年度)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く) (減量化率)	701.9 g/人・日 (-)	642.6 g/人・日 (△8.5%)
事業系ごみ量 (減量化率)	14.60 t/日 (-)	13.34 t/日 (△8.6%)
資源化率	15.6%	16.4%
最終処分量 (減量化率)	1,356 t/年 (-)	1,153 t/年 (△15.0%)

表6-2 目標値（千代田町）

	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和20年度)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く) (減量化率)	722.1 g/人・日 (-)	649.9 g/人・日 (△10.0%)
事業系ごみ量 (減量化率)	2.49 t/日 (-)	2.24 t/日 (△10.0%)
資源化率	20.9%	23.5%
最終処分量 (減量化率)	71 t/年 (-)	64 t/年 (△9.5%)

表6-3 目標値（邑楽町）

	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和20年度)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く) (減量化率)	641.0 g/人・日 (-)	608.9 g/人・日 (△5.0%)
事業系ごみ量 (減量化率)	4.17 t/日 (-)	3.96 t/日 (△5.0%)
資源化率	17.3%	17.5%
最終処分量 (減量化率)	111 t/年 (-)	95 t/年 (△14.5%)

表6-4 目標値（大泉町）

	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和20年度)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く) (減量化率)	734.0 g/人・日 (-)	660.6 g/人・日 (△10.0%)
事業系ごみ量 (減量化率)	7.94 t/日 (-)	7.15 t/日 (△10.0%)
資源化率	13.1%	13.4%
最終処分量 (減量化率)	1,174 t/年 (-)	980 t/年 (△16.5%)



## 第2節 排出抑制・資源化目標

具体的な排出抑制及び資源化の目標を以下に示します。

### ① 排出抑制目標

排出抑制の目標は以下のとおりとします。

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）（g/人・日）を令和20年度において、実績（令和4年度）の10%削減を目指します。
- 事業系ごみ量（t/日）を令和20年度において、実績（令和4年度）の10%削減を目指します。

### ② 資源化目標

プラスチック製品の分別収集を開始します。プラスチック製品の回収量については、下式より排出量を想定します。

既にプラスチック製容器包装類の分別収集を行っている場合

$$\begin{aligned} & \text{プラスチック製品の年間想定排出量} = \\ & \text{プラスチック製容器包装類の年間想定排出量（実績を踏まえて算出したもの）} \div \\ & 80/100 \text{（プラスチック製容器包装類の比率）} \times 20/100 \text{（プラスチック製品の比率）} \end{aligned}$$

資料：「R5年度指定法人への引き渡す持込時における品質調査が実施できない場合の対応方法について」（環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進係）

千代田町[R20]：46 t/年(プラスチック製容器包装類) ÷ 80/100 × 20/100 = 12 t/年

## 第7章 ごみの排出抑制方策

本計画で取り組む施策の体系図を図7-1に示します。それぞれの施策の住民・事業者・行政の取組を次に示します。

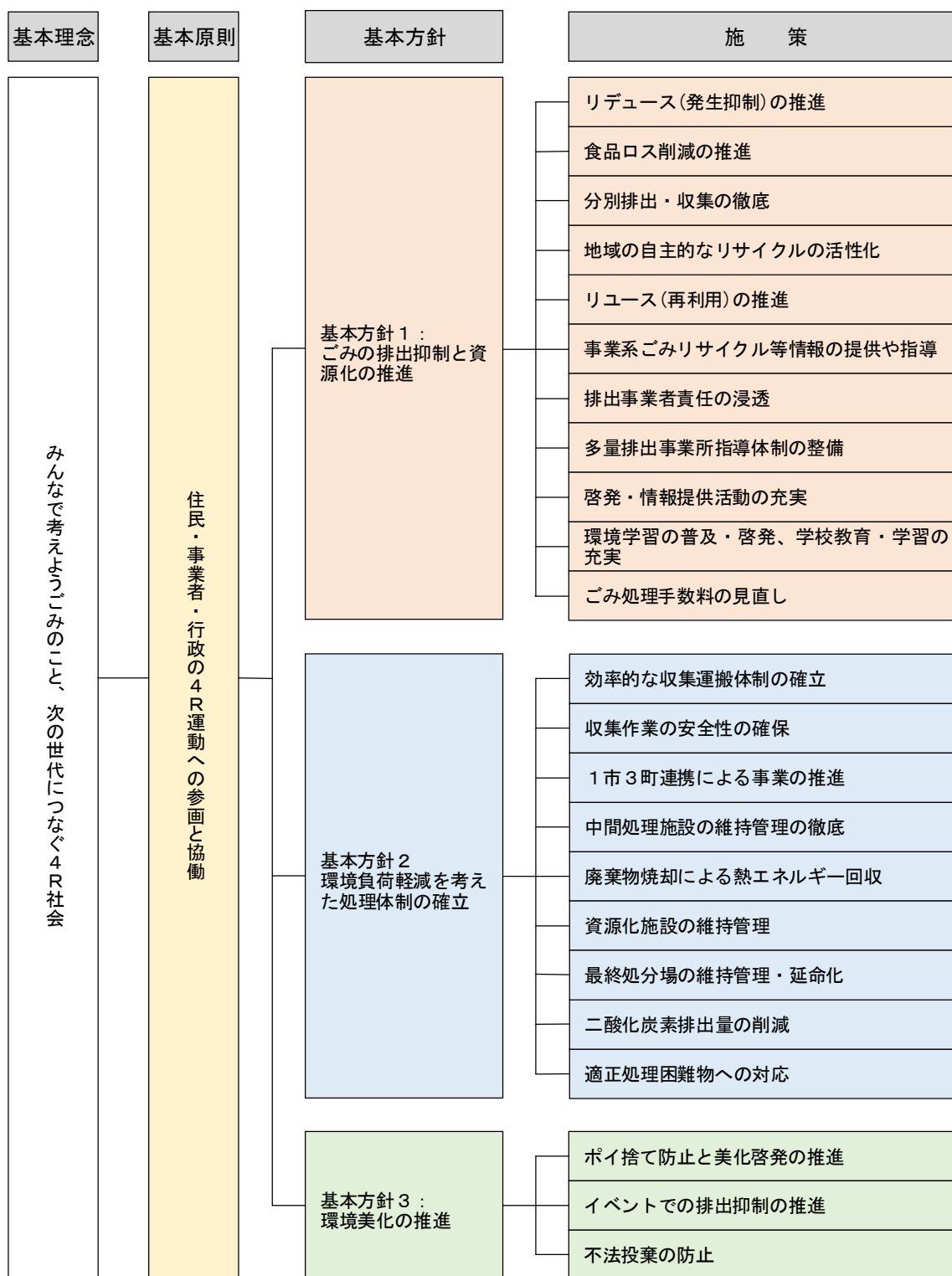


図7-1 施策体系図

## 基本方針 1 : ごみの排出抑制と資源化の推進

施策	取組		
	住民	事業者	行政(町・組合)
リデュース(発生抑制)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみをつくらないライフスタイルへの転換</li> <li>・マイバッグの持参</li> <li>・やさしい買い物運動実施</li> <li>・生ごみ水切り</li> <li>・剪定枝、草の乾燥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優しい買い物運動(簡易包装、レジ袋・トレイ削減、ばら売り・量り売り等)</li> <li>・生ごみ水切り</li> <li>・剪定枝、草の乾燥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球に優しい買い物運動の推進</li> <li>・リサイクルイベントの開催</li> <li>・生ごみ水切りの推進</li> <li>・剪定枝、草の乾燥推進</li> </ul>
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理の工夫、食べ残しをしないなどの実践</li> <li>・水切りの徹底</li> <li>・コンポスター等の使用による生ごみ減量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ残し削減の工夫</li> <li>・食品廃棄物の自己処理</li> <li>・食品リサイクルの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減に関する啓発</li> <li>・生ごみ処理機器等購入助成</li> <li>・堆肥化の推進、堆肥活用策の検討</li> </ul>
分別排出・収集の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な分別排出</li> <li>・拠点回収への協力</li> <li>・店頭回収の積極的利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な分別排出</li> <li>・店頭回収の促進</li> <li>・各種リサイクル法に基づき資源化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別徹底の強化</li> <li>・分別の手引き配布</li> <li>・外国語表記のパンフレット作成</li> <li>・地域との連携</li> <li>・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ</li> <li>・プラスチック製品の分別回収</li> </ul>
地域の自主的なリサイクルの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収活動への助成</li> <li>・活動の情報提供</li> </ul>
リユース(再利用)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り返し使用する</li> <li>・リターナブル商品の使用</li> <li>・フリーマーケット等の活用</li> <li>・グリーン購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再使用の推進</li> <li>・リサイクルショップ等の設立</li> <li>・グリーン調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不用品の情報提供</li> <li>・リサイクルショップの利用促進</li> <li>・グリーン購入への促進</li> </ul>
事業系ごみリサイクル等情報の提供や指導		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量及び分別の徹底</li> <li>・従業員を対象とした学習会の実施</li> <li>・機密文書、シュレッダーごみ資源化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者への分別指導</li> <li>・リサイクル情報提供</li> <li>・適正処理パンフレットの発行</li> <li>・搬入検査の実施</li> </ul>
排出事業者責任の浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい商品の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大生産者責任の認識と実行</li> <li>・環境にやさしい商品の開発</li> <li>・廃棄物の自主回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供</li> <li>・実施要請</li> </ul>
多量排出事業所指導体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書・報告書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理計画書提出要請の検討[町・組合]</li> <li>・立ち入り調査の検討</li> </ul>
啓発・情報提供活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋の削減、マイバッグ持参</li> <li>・詰め替え製品の購入</li> <li>・製品の長期使用</li> <li>・エコクッキング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品リサイクル法への取組</li> <li>・やさしい買い物運動</li> <li>・過剰包装の削減</li> <li>・電子化によるペーパーレス化の推進</li> <li>・環境配慮型店舗への転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生・排出抑制方法の周知</li> <li>・店舗へ要請</li> <li>・イベント会場でごみの減量や資源化をPR</li> </ul>
環境学習の普及・啓発、学校教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会へ参加</li> <li>・ごみの分別、適正排出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の充実</li> <li>・行政との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習プログラムの充実</li> <li>・各種団体との連携</li> <li>・副読本等による情報提供</li> <li>・出前講座の実施</li> <li>・学校との連携</li> </ul>
ごみ処理手数料の見直し			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ有料化の検討</li> <li>・ごみ処理手数料の見直し</li> <li>・一般廃棄物処理システムによる評価の検討</li> </ul>

## 基本方針 2：環境負荷軽減を考えた処理体制の確立

施策	取組		
	住民	事業者	行政
効率的な収集運搬体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出しルールの遵守</li> <li>・収集時間への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な分別排出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な収集運搬体制の検討</li> <li>・新施設稼働に向けた収集運搬管理の見直し</li> <li>・連携強化</li> </ul>
収集作業の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の徹底</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全運転、安全確認</li> </ul>
1市3町連携による事業の推進			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量施策統一化の検討</li> <li>・処理手数料統一化の検討</li> </ul>
中間処理施設の維持管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集への協力</li> <li>・適正な分別排出</li> <li>・適正な自己搬入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入ごみチェック体制の強化[太田三町組合]</li> <li>・施設整備体制の充実[太田三町組合]</li> <li>・安全・安定的な処理[太田三町組合]</li> <li>・効率的な施設運営[太田三町組合]</li> </ul>
廃棄物焼却による熱エネルギー回収			<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱・余熱利用設備の整備[太田三町組合]</li> <li>・余剰電力の売却[太田三町組合]</li> </ul>
資源化施設の維持管理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化施設の補修・維持管理[太田三町組合]</li> </ul>
最終処分場の維持管理・延命化			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量化の啓発</li> <li>・大泉町外二町最終処分場の将来活用の検討[組合]</li> <li>・焼却灰資源化等の最終処分方法の検討</li> </ul>
二酸化炭素排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集時間への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ない製品の選択、車の開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車両低公害車へ更新</li> <li>・排出抑制の啓発、ハイブリッド車導入</li> <li>・中間処理施設の適正管理[太田三町組合]</li> </ul>
適正処理困難物への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な分別排出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ</li> </ul>

注) 太田三町組合とは、太田市外三町広域清掃組合を示します。

### 基本方針 3：環境美化の推進

施策	取組		
	住民	事業者	行政
ポイ捨て防止と美化啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンへの参加</li> <li>・道路愛護運動への参加</li> <li>・美化意識の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンへの参加</li> <li>・ボランティアへの参加</li> <li>・地域との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への啓発</li> <li>・広報、インターネットによる啓発</li> <li>・横断幕、懸垂幕、のぼり等の設置による啓発</li> <li>・ポイ捨て防止推進事業</li> <li>・利根川河川敷清掃の実施</li> </ul>
イベントでの排出抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカップ等持参</li> <li>・ごみ持ち帰り</li> <li>・分別の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカップ等持参</li> <li>・ごみ持ち帰り</li> <li>・分別の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカップ、マイはし持参の呼びかけ</li> <li>・ごみ持ち帰り、分別排出の周知</li> </ul>
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政への通報</li> <li>・自主パトロールの実施</li> <li>・情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政への通報</li> <li>・地域一斉清掃の実施</li> <li>・自主パトロールの実施</li> <li>・情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロールの実施</li> <li>・周辺自治体、県、警察との協力体制</li> <li>・情報の提供</li> </ul>







## 第 8 章 将来のごみ分別区分及びごみ処理フロー

### 第 1 節 将来のごみ分別区分

将来のごみ分別区分は、表 8-1 に示すとおりです。

資源ごみに関して、令和 9 年度からプラスチック製品の分別収集及び再商品化を実施します。

表 8-1 将来の分別区分（分別収集）

分別区分	主なごみの種類	
可燃ごみ(燃やすごみ)	リサイクルに適さない紙類、木くず、衣類、布、台所から出る生ごみ など	
不燃ごみ(燃えないごみ)	金具のついた靴、宝石・アクセサリーなど	
可燃性粗大ごみ	袋に入らない大型の燃やすごみ など	
不燃性粗大ごみ	袋に入らない大型の燃えないごみ など	
資源ごみ	ペットボトル	P E T 識別マークがあるプラスチックボトル 例)食品用 
	白色トレイ	プラ識別マークがあるもの 白色(真っ白)の発泡スチロール製の食品用トレイ 例)鮮魚、精肉、惣菜、青果など 
	紙パック	紙パック識別マークがあるもの 例)牛乳パック、果汁ジュースなど 
	プラスチック製容器包装類	プラ識別マークがあるもの 例)品物が包まれた容器包装類、色つきトレイ、卵や豆腐のパック、シャンプー等のボトル類、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロールなど 
	紙類	新聞紙、段ボール、雑紙
	ビン	無色透明・茶色・その他の色 例)食品用、化粧品用
	カン	スチール・アルミ 例)食品用  
	金属小型家電	金属類(鍋、フライパンなど)、小型家電(電子レンジ、扇風機など)
	ガラス陶磁器	ガラス類、陶磁器類、割れたビンなど
	プラスチック製品	プラスチックでできたもの 例)くし、バケツ、おもちゃ
危険ごみ	乾電池	筒型・ボタン乾電池・充電用電池
	電子たばこ	電子たばこ・加熱式たばこ
	蛍光管・電球 体温計・血圧計	蛍光管(直管・環状・LEDタイプ)、電球、水銀体温計・血圧計、電子体温計・血圧計(水銀含む)
	ライター	使い捨てライターなど
	スプレー缶・カセットボンベ	化粧品・整髪料・塗料・殺虫剤・消臭剤など
拠点回収	紙類、布類、缶類、ビン類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装類、プラスチック製品、危険ごみ、金属類、小型家電、食品残さ、廃食用油、ガラス・陶磁器類	

## 第2節 将来のごみ処理フロー

将来のごみ処理フローは、図8-1に示すとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ及び資源ごみは、引き続き太田市外三町広域清掃組合の処理施設で適正に処理を行っていきます。

拠点回収等の資源ごみについては、民間業者を通じて資源化することを継続していきます。なお、プラスチック製品の再商品化事業者の選定にあたっては、(公財)日本容器包装リサイクル協会登録事業者に限らず、その他の再生業者も含めて幅広く情報収集を行い、事業者を選定します。

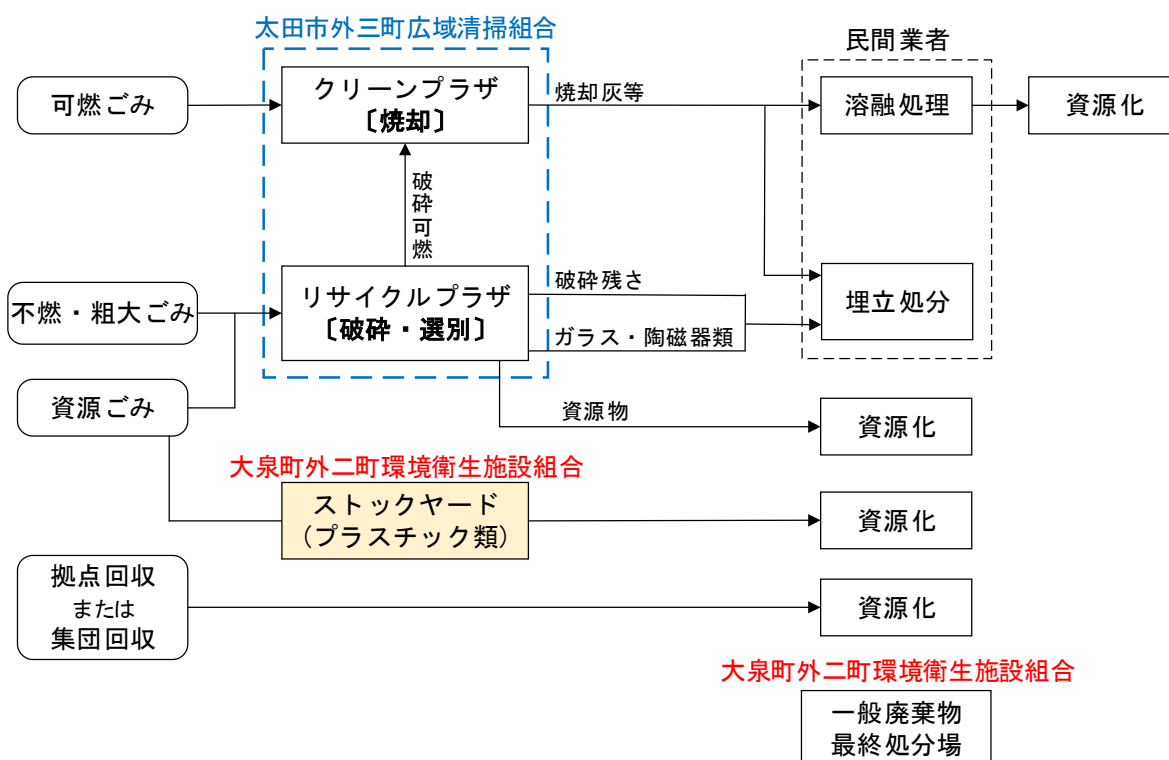


図8-1 将来のごみ処理フロー

## 第9章 ごみの適正処理計画

### 第1節 収集運搬計画

#### 1. 収集運搬の方針

収集運搬は、安全かつ効率的な収集運搬体制を維持することで、住民の清潔で快適な生活環境の保全に努めます。

#### 2. 収集運搬の主体

家庭系ごみの収集運搬は、町が主体となって行っていきます。事業系ごみの収集運搬は、町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者が行うこととします。

#### 3. 収集運搬方法及び量

##### (1) 収集運搬方法

家庭系ごみの収集方式は、ごみの分別区分により基本的にステーション回収（粗大ごみ除く）とします。粗大ごみは大泉町外二町清掃センターへの自己搬入とします。

##### (2) 収集運搬量

収集運搬量は表9-1に示すとおりとなります。

表9-1 収集運搬量の見込み

(単位：t/年)

		実 績					見 通 し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
家庭系ごみ	可燃ごみ	3,002	3,060	3,063	2,862	2,696	2,668	2,516	2,368
	不燃ごみ	193	193	206	130	102	105	103	101
	資源ごみ	519	327	361	389	356	225	229	228
	その他ごみ	4	6	7	7	29	31	31	29
	粗大ごみ	44	50	72	87	71	88	88	88
	計	3,762	3,636	3,709	3,475	3,254	3,117	2,967	2,814



## 第2節 中間処理計画

### 1. 中間処理の方針

中間処理は、太田市外三町広域清掃組合での処理を継続していきます。太田市外三町広域清掃組合の処理方針を以下に示します。

#### ■太田市外三町広域清掃組合の処理方針

太田市外三町広域清掃組合では、ごみの減量、再資源化を更に推進し、地球環境の保全と資源の有効利用を図り、資源循環型社会の構築を目指した事業に取り組んでいきます。

### 2. 中間処理の主体

中間処理は、基本的に現行と同様、太田市外三町広域清掃組合が主体となり行っています。

### 3. 中間処理方法及び量

#### (1) 中間処理方法

可燃ごみはごみ焼却施設で焼却処理を行います。

不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理し、可燃性破碎残渣、不燃性破碎残渣、資源物に選別します。可燃性破碎残渣はごみ焼却施設で焼却処理を行います。不燃性破碎残渣は埋立処分を行います。資源物は資源化を行います。

#### (2) 中間処理量

三町で処理している焼却施設及び粗大ごみ処理施設の処理量を表 9-2 及び破碎選別量の見込みを表 9-3 に示します。

表 9-2 焼却処理量の見込み（三町全体）

（単位：t/年）

		実 績					見 通 し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
搬入量	直接焼却量	27,110	27,117	28,009	24,065	24,218	22,678	21,519	20,344
	粗大ごみ処理施設 焼却対象物	1,941	2,007	2,286	2,327	2,027	1,904	1,815	1,728
	計	29,051	29,124	30,295	26,392	26,245	24,582	23,334	22,072
焼却処理量		27,340	27,236	28,183	24,605	24,688	23,165	21,968	20,762
処理後	資源化量	608	27	892	1,675	1,183	1,109	1,053	997
	焼却残渣量	3,385	3,372	2,726	1,193	1,045	966	914	862

表 9-3 破碎選別量の見込み（三町全体）

（単位：t/年）

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
搬入量	不燃ごみ	874	895	1,020	821	715	687	629	578	
	資源ごみ	815	803	850	921	741	719	697	672	
	その他ごみ	29	47	49	57	122	54	54	51	
	粗大ごみ	223	262	367	499	449	445	436	427	
	計	1,941	2,007	2,286	2,298	2,027	1,905	1,816	1,728	
処理量		1,941	2,007	2,286	2,327	2,027	1,905	1,816	1,728	
処理後	資源化量	紙パック	13	13	13	13	11	11	11	10
		金属類	528	552	638	486	400	388	365	343
		ガラス類	394	375	387	362	324	271	235	207
		ペットボトル	144	146	155	154	144	154	156	155
		白色トレイ	1	1	2	2	4	4	4	4
		容器包装プラ	138	144	156	168	155	189	204	215
		その他	30	45	49	177	172	101	99	94
		計	1,248	1,276	1,400	1,362	1,210	1,118	1,074	1,028
	焼却処理量	230	274	306	540	470	487	449	418	
	処理残渣（最終処分量）	463	457	580	425	311	336	313	291	

### 第3節 最終処分計画

#### 1. 最終処分の方針

最終処分は、基本的に資源化・中間処理により減量化を図った上で最終的に残ったものを、最終処分場に埋め立てることによって無害化、安定化を図ります。

最終処分場の運営にあっては、浸出水処理施設の適切な管理をはじめとして周辺環境への影響の低減に十分注意し、住民の理解と信頼を得るよう努めます。

#### 2. 最終処分の主体

最終処分場は、基本的に現行と同様、大泉町外二町環境衛生施設組合が主体となって実施していきます。

なお、最終処分場では、引き続き処分場内で発生した脱水汚泥等を処理していきます。

#### 3. 最終処分量

ここでは、中間処理後（クリーンプラザ及びリサイクルプラザ）の埋立処分量を示します。中間処理後の処理残渣は、民間の最終処分場で埋立処分を行っています。その量は表 9-4 に示すとおりです。

表 9-4 最終処分量の見込み

（単位：t/年）

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
焼却残渣		3,385	3,372	2,726	1,193	1,045	966	914	862
破碎残渣		463	457	580	425	311	336	313	291
計		3,848	3,829	3,306	1,618	1,356	1,302	1,227	1,153

注）中間処理後（クリーンプラザ及びリサイクルプラザ）の埋立処分量を示しています。

## 第 10 章 ごみ処理施設の整備計画

大泉町外二町環境衛生施設組合では、さらなる資源化に向け、ストックヤードの整備を計画します。その概要等を以下に示します。

### 第 1 節 施設整備の概要

ストックヤードを表 10-1 のとおり整備します。対象物はプラスチック製品等とします。

表 10-1 スtockヤードの概要

施設名称	(仮称)大泉町外二町環境衛生施設組合ストックヤード
設置主体	大泉町外二町環境衛生施設組合
設置場所	大泉町大字上小泉 330 番地の 1 (大泉町外二町清掃センター焼却施設跡地)
施設規模	約 400 m <sup>2</sup>
処理方式	一時保管
供用開始	令和 9 年 4 月 (予定)

### 第 2 節 事業費及び財源計画

ストックヤード(マテリアルリサイクル推進施設)整備は、大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設を解体し、跡地にストックヤードの整備を一体とした事業を行う場合、解体撤去費用についても交付金の対象とされ、事業費の 1/3 が交付されます。

また、交付対象事業には、解体撤去に当たっての基本設計、発注仕様書の作成及びダイオキシン類調査等も含まれます。

一方、跡地利用の目的がなく更地にした後、跡地にストックヤードを整備した場合、解体撤去費用に係る国からの交付金制度はありません。

このため、旧焼却施設の解体と、跡地にストックヤードの整備を一体化して事業を行うことは、財政上大きなメリットがあります。

表 10-2 概算事業費の内訳

(単位：千円)

		総事業費	交付対象
旧 焼 却 施 設	解体工事	1,207,349	1,135,805
	施工監理	18,722	10,000
ス ト ッ ク ヤ ー ド	実施設計	13,376	10,700
	建設工事	150,000	120,000
	施工監理	10,000	3,000
計		1,399,447	1,279,505

### 第3節 施設整備スケジュール

整備スケジュールの概略を表 10-3 に示します。大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設解体撤去工事は令和6年度～令和7年度、ストックヤード整備工事は令和8年度となります。

表 10-3 概略整備スケジュール

事業名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
旧 焼 却 施 設	解体に係る 調査・設計等					
	解体工事					
ス ト ック ヤ ード	実施設計等					
	整備工事					

## 第11章 その他の計画

以下に示す項目の取組について整理します。

### 第1節 事業者の協力

製造者等に対して、ごみの排出抑制に努めるとともに、ごみを資源化等するための自主回収ルートの確立や、流通資材等の再生品利用の推進等の啓発や取組を促進し、事業者の協力を要請します。

### 第2節 災害廃棄物対策

災害に対する危機管理体制の充実・強化を図るとともに、群馬県や他市町と連携し、災害発生時における災害廃棄物処理の適正かつ円滑な対応に努めます。

また、千代田町災害廃棄物処理計画を踏まえ、発生する災害廃棄物を適切かつ迅速に受入・処理できるよう備えます。

### 第3節 不法投棄・不適正処理対策

#### ①不法投棄対策

不法投棄の多い地点を把握し、定期的にパトロールするとともに、監視カメラの設置、不法投棄防止啓発看板の設置など監視体制の強化、拡大を図ります。

住民、警察、土地所有者及び管理者と協力して、不法投棄に関する情報の収集や防止対策を推進することにより、不法投棄させない環境を構築していきます。

#### ②不適正処理対策

適正処理困難物については、今後とも収集・運搬・受入を行わないものとし、排出者に対して処理委託先の紹介等を行っていきます。

### 第4節 計画の点検・見直し・評価

事業の実施効果を把握するため、表 11-1 に示す項目について、毎年点検・評価を行い、施策の実施効果について把握していきます。

また、本計画は必要に応じて見直しを行っていますが、計画の見直しに当たっては、年度ごとの評価を踏まえ見直しを行っていきます。

表 11-1 評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会 形成	廃棄物の発生	1人1日当たりごみ 排出量	g/人日	(年間収集量+年間直接搬入 量)÷計画収集人口÷年度日数
	廃棄物の再生利用	資源化率	%	総資源化量÷(年間収集量+年 間直接搬入量)
	最終処分	最終処分率	%	最終処分量÷(年間収集量+年 間直接搬入量)
その他	施策の実施状況	—	—	施策実施ができているか

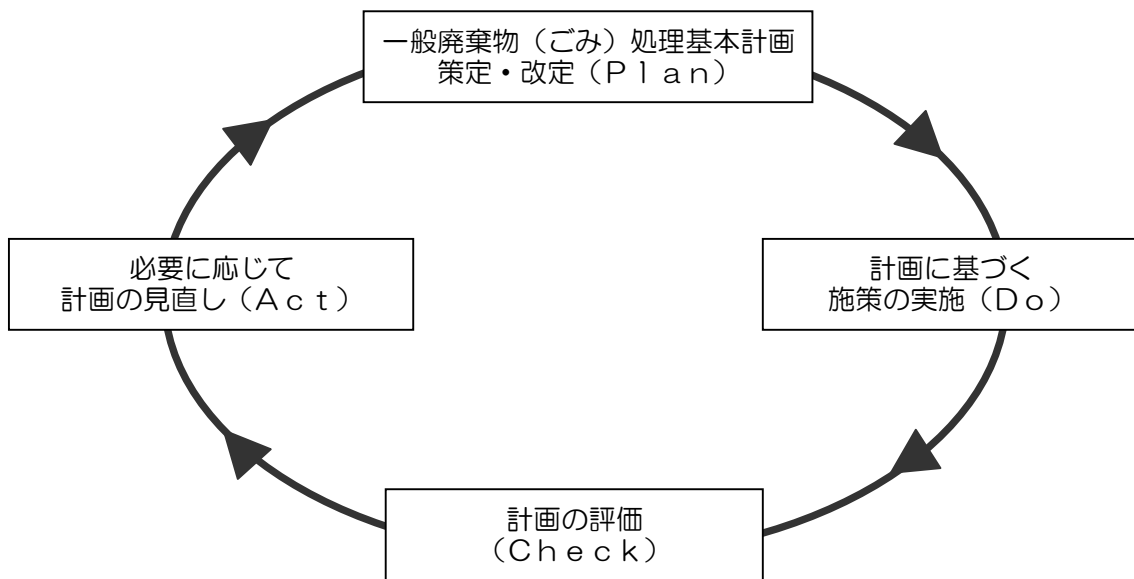


図 11-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画におけるPDCAサイクル

# 千代田町生活排水処理基本計画

# 第1章 生活排水処理計画の基本的事項

## 第1節 策定の背景

群馬県では、「一般廃棄物処理マスタープラン」、「群馬県循環型社会づくり推進計画」のほかに、下水道や農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽などの各種汚水処理事業を効率的に配置し、生活環境の改善を図るとともに、利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指すことを目的として、平成20年度に「群馬県汚水処理計画」を策定しています。

「群馬県汚水処理計画」は、さまざまな汚水処理事業を効率的に配置し、生活環境の改善（便所の水洗化など）を図るとともに、県民にとって最良の水環境を取り戻すこと、利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指すことを目的としています。

このような群馬県の計画を受け、千代田町生活排水処理基本計画では、千代田町の生活排水を適正に処理し、長期的かつ総合的な視野に立った基本的な方針を定めるものとします。

### 1. 位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理と生活排水処理の2編で構成されています。

生活排水処理基本計画は、一般廃棄物のうち、生活排水処理についての基本計画を定めます。

### 2. 計画の対象

生活排水処理計画において、対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち、ごみを除いた「生活排水」とします。



## 第2章 生活排水の現況

### 第1節 生活排水処理体制

千代田町の生活排水は、公共下水道による処理と、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り槽の個別処理によって行われています。

公共下水道は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町を西邑楽処理区として整備され、西邑楽水質浄化センターにて、処理されています。

コミュニティプラントは、ふれあいタウンちよだ内の生活排水を処理するために設置されています。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り槽から生じたし尿及び浄化槽汚泥については、「館林衛生施設組合格約」に基づき、館林環境センターへ搬入され、処理を行っています。

## 第2節 下水道

下水道は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町を西邑楽処理区として整備された流域下水道を利用しています。下水道によって運ばれた生活排水は、西邑楽水質浄化センターにて処理されています。

表 2-1 流域下水道（西邑楽水質浄化センター）

区分	全体計画	都市計画決定	下水道法事業認可	現況（平成28年3月末現在）
告示又は認可日		平成27年2月6日		
目標又は事業年度	平成38年度		平成3年度～平成33年度	
関連市町数	4市町	4市町	4市町	4市町
処理区域面積（ヘクタール）	3,232		1,064	739
処理区域人口（千人）	86.0		35.8	31.1
処理能力（日最大） （千立方メートル/日）	48.7		19.2	19.2
管渠延長（キロメートル）	24.9（4幹線）	16.7（4幹線）	19.3（2幹線）	19.3（2幹線）
ポンプ場（箇所）	2	2	1	1
処理場面積（ヘクタール）	10	10	10	10

※関連市町：太田市、千代田町、大泉町、邑楽町

### 第3節 収集運搬体制

---

し尿及び浄化槽汚泥は、町が許可した収集業者に町民が直接、収集を依頼することで、収集・運搬が行われます。収集・運搬車両はバキューム車で行っています。

今後、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少が予測されるため、現在の許可業者が所有する収集車両台数などにより、適正かつ安定的な収集・運搬が可能なことから、この体制を継続することを基本とします。

表 2-2 に千代田町の一般廃棄物の収集運搬についての手数料を示します。

表 2-2 一般廃棄物の収集運搬についての手数料

種別	単位	金額	対象
し尿	18ℓにつき	157 円	町所有の公共施設、普通世帯、会社、事業所等

## 第4節 中間処理状況

### 1. 中間処理体制（し尿処理施設）

館林環境センターの施設概要を表2-3に示します。

表2-3 館林環境センター

施設名	館林環境センター
所在地	館林市赤生田町65番地の1
敷地面積	7,865.62 m <sup>2</sup>
処理能力	100 kℓ/日
形式	高負荷脱窒素処理＋高度処理
竣工	平成2年10月
事業費	122,312万円

### 2. 放流水質

館林環境センターにおいて処理後に発生する放流水は、谷田川を經由して利根川に放流されています。

館林環境センターの放流水質を表2-4に示します。

表2-4 放流水質（令和4年度）

区分	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD) (PPM)	浮遊物質質量 (SS) (PPM)
組合設定値	5.8以上～8.6以下	10	10
厚生労働省 基準値	5.8以上～8.6以下	20	70
4月	7.0	4.3	<1.0
5月	7.2	1.1	<1.0
6月	7.4	<1.0	<1.0
7月	7.5	1.1	<1.0
8月	7.4	1.0	<1.0
9月	7.3	<1.0	<1.0
10月	6.9	<1.0	<1.0
11月	7.3	<1.0	<1.0
12月	7.3	<1.0	<1.0
1月	7.5	<1.0	<1.0
2月	7.4	2.0	<1.0
3月	7.2	1.9	1.2

### 3. し尿及び浄化槽汚泥の発生量

し尿及び浄化槽汚泥の発生量については、減少傾向で推移しています。

し尿は、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換から減少しているものと考えられます。浄化槽汚泥については、下水道接続による減少もありますが、汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換により汚泥が増加するため、浄化槽汚泥の総量はほぼ横ばいに推移しています。

表 2-5 し尿及び浄化槽汚泥の発生量

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
し尿	421	420	366	389	368
浄化槽汚泥	3,624	3,687	3,709	3,641	3,680
小計	4,045	4,107	4,075	4,030	4,048

(単位：kℓ)

## 第5節 最終処分状況

### 1. 最終処分体制

館林環境センターでは、最終処分場を所有していないため、館林環境センターから排出される脱水汚泥は、令和3年度までは焼却処分し、焼却灰を民間の処理施設で委託処分を行っていました。令和4年度より資源化処理委託を行っており、堆肥としてリサイクルすることで循環型社会の形成に努めています。

表 2-6 最終処分量の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却灰	14	14	15	14	3
脱水汚泥 (資源化)	-	-	-	-	160

(単位：t)

## 第3章 生活排水処理の基本方針と基本的な取組

### 第1節 生活排水処理の基本方針

昨今、水質汚濁の主因は、工場や事業所等からの排水から、台所や風呂等からの生活排水に移行してきています。

利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指し、良好な水辺環境とその周辺を含めた自然豊かな空間を維持していくために、これまでの生活排水対策を継続・発展させていく必要があります。

## 第2節 生活排水処理の基本的な取組

---

### 1. 公共下水道整備事業の推進

---

#### 1) 下水道の整備にかかる取組

下水道幹線管渠、面整備管の整備にあたり、社会資本整備総合交付金等の国庫交付金を活用し計画的に整備推進に取り組みます。

また、供用開始済みの区域については、下水道への接続の促進に努めます。

#### 2) 下水道接続の促進

下水道の普及促進を図ることを目的に、処理区域内において、下水道に接続するために浄化槽を廃止する経費の補助を行います。

また、公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子の補給を行います。

### 2. 合併処理浄化槽の普及促進

---

#### 1) 高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助

公共下水道の整備が当分の間見込まれない地域において、水質浄化に効果のある合併処理浄化槽を普及するため、浄化槽（5～10人槽）の設置又は転換（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換設置）にかかる費用の一部を補助します。

また、転換設置時に合わせて行う宅内排水設備の工事費についても補助を行うことでさらに普及促進を図ります。

#### 2) 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報ちよだ、ホームページ及びイベント等の機会を利用して啓発を行います。

### 3. し尿処理施設の維持管理

---

館林環境センターは老朽化が進行していることから、施設を安定稼働させるため、計画的に機械設備の性能維持を目的とした修繕を実施しておりますが、令和3年度4年度の2か年にわたって老朽化した設備等の更新（基幹的設備改良事業）による長寿命化を行い、機能保全を図るとともにCO2削減による地球温暖化対策も推進し、処理能力の維持に努めております。



### 第3節 計画の点検・見直し・評価

事業の実施効果を把握するため、表 3-1 に示す項目について、毎年点検・評価を行い、施策の実施効果について、関連計画の目標値とともに把握していきます。

また、計画は必要に応じて見直しを行っていきませんが、見直しにあたっては、年度ごとの評価を踏まえ見直しを行っていきます。

表 3-1 評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
生活排水の 適正処理	公共下水道整備 事業の推進	下水道への接続率	%	接続人口÷住民基本台帳人口
	合併処理浄化槽 の普及促進	合併浄化槽の設置費補助件数	件	
	し尿処理施設の 維持管理	不具合の件数	件	